

こども青少年・健康福祉・病院経営委員会要求資料

調査全体関連

- 1-1 「補助金等に係る事務事業」及び「横浜市救急医療センターの業務実施状況」にかかる調査の実施について(H20.5.26 健康福祉局長通知)
- 1-2 補助金に係る事務事業等調査への対応について(H20.6.11 健康福祉局長通知)
- 2 横浜市病院協会 各預金通帳における年度末等残高
- 3 横浜市病院協会総会議事録及び理事会議事録要旨(抜粋)

「病院情報システム」及び「地域連携クリティカルパス」補助金関連

- 4-1 横浜市病院協会「横浜市病院情報システム」更新事業に係る補助金の交付について(平成17年度)
- 4-2 平成17年度横浜市病院情報システム更新事業費補助金精算報告書について
- 4-3 横浜市病院協会「横浜市病院情報システム」更新事業に係る補助金の交付について(平成18年度)
- 4-4 平成18年度横浜市病院情報システム更新事業費補助金精算報告書について
- 5-1 横浜市病院協会地域連携クリティカルパス調査・研究事業に係る補助金の交付について(平成18年度)
- 5-2 平成18年度地域連携クリティカルパス調査・研究事業費補助金精算報告について

横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金関係

- 6-1 平成17年度横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金の交付について
- 6-2 横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金返還通知書
- 6-3 平成18年度横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金の交付について
- 6-4 平成18年度横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金確定通知書

病院群輪番制事業関連

- 7-1 横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱(最近改正H18.7.18)
- 7-2 横浜市病院群輪番制事業事務委託契約書(平成19年度)

医療機関整備資金貸付事業関連

- 8-1 医療機関整備資金貸付事業について
- 8-2 横浜市病院整備資金融資事業事務委託請書(平成19年度)
- 9-1 横浜市病院整備資金融資事業実施要綱(平成17年度)
- 9-2 横浜市病院整備資金融資審査会審査委員名簿(平成17年度)
- 9-3 横浜市病院整備資金融資事業実施要綱(平成18年度)
- 9-4 横浜市病院整備資金融資審査会審査委員名簿(平成18年度)
- 9-5 (社)横浜市病院協会「横浜市病院整備資金融資認定審査会」規程

- 10-1 横浜市病院整備資金融資事業実施要綱(H9.4.1施行)
- 10-2 横浜市病院整備資金融資事業実施要綱(H9.6.13施行)
- 11-1 新横浜母と子の病院融資状況
- 11-2 新横浜母と子の病院提出書類一式
- 12 改善計画シート(医療機関整備資金貸付事業)
- 13-1 日吉病院の融資状況
- 13-2 日吉病院の提出書類一式

横浜市救急医療センター関連

- 14-1 (社)横浜市病院協会「横浜市救急医療センター管理運営委員会」規程(平成18年度、平成19年度)
- 14-2 横浜市救急医療センター管理運営委員会名簿(平成18年度、平成19年度)
- 14-3 横浜市病院協会理事会資料・議事録(抜粋)等 (健福協との取引関係、医薬品購入等含む)
- 15 横浜市救急医療センターの業務実施状況に対する指摘事項について(H19.11.21 健康福祉局長通知) ほか関係資料

神奈川健康福祉経営協同組合関連

- 16 神奈川健康福祉経営協同組合定款
- 17 神奈川健康福祉経営協同組合事業報告書(第4期～第6期)
- 18 医薬品販売業許可証(写し)及び高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可証(写し)
- 19 中小企業等協同組合決算関係書類(平成17年度、平成18年度)
- 20 平成19年 給与所得に対する所得税源泉徴収簿

(社)横浜市病院協会 各預金通帳における年度末等残高

単位:円

	A口座	B口座	C口座	D口座	E口座	F口座	G口座	計
17年度末	3,102,830	16,050	830,001	617	37,457	5,967,176	899,116	10,853,247
18年度末	1,975,500	157,169	1,294,013	239,244	42,327	9,885,963	1,761,410	15,355,626
19年度末	699,109	159,811	792,394	2,693	41,674	2,403,778	2,710,537	6,809,996
現在日	H20.6.5	H20.4.25	H20.4.28	H20.6.20	H20.4.30	H20.6.6	H20.6.5	
現在日残高	2,854,519	159,811	805,143	1,423,048	40,624	23,098,718	5,650,116	34,031,979

年月日	形 号	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1 18-03-16				¥1,665,208
2 D18-03-16				¥1,682,008
3 18-03-16				¥1,632,008
4 D18-03-16				¥1,644,923
5 D18-03-16				¥1,673,052
6 D18-03-16				¥1,601,352
7 D18-03-16				¥761,692
8 D18-03-28				¥1,761,692
9 * *				
10 D18-03-28				¥1,761,790
11 D18-03-28				¥1,771,790
12 D18-03-28				¥3,181,790
13 18-03-28				¥3,162,830
14 18-03-28				¥3,102,830
15 18-04-04				¥3,020,830
16 18-04-04				¥2,912,830
17 18-04-04				¥2,862,830
18 18-04-04				¥2,852,830
19 18-04-04				¥2,836,114
20 18-04-04				¥2,782,764
21 18-04-11				¥2,752,764
22 18-04-11				¥2,537,764
23 18-04-19				¥2,487,764
24 18-04-19				¥2,437,764

小切手等の証券類による入金の場合はそのお支払い
 日と異なる予定の日を次のとおり表示します。

表 示	お支払予定日時
他券〇〇	〇〇で表示されている日の午後 <small>(お支払の準備時刻は、小切手の持物によって 異なります。お支払日になる場合もありません。 詳細は窓口へお問い合わせください。)</small>

A口座 平成17年度末現在

残高 ¥3,102,830.-

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 19-03-12				¥182,250
2 19-03-15				¥1,780,770
3 19-03-20				¥3,280,770
4 * *				
5 19-03-20				¥3,260,770
6 19-03-20				¥3,210,770
7 19-03-20				¥3,144,110
8 19-03-20				¥3,164,110
9 19-03-20				¥3,169,110
10 19-03-20				¥3,204,110
11 19-03-23				¥2,290,310
12 19-03-23				¥2,282,750
13 19-03-23				¥2,071,450
14 19-03-23				¥2,021,450
15 19-03-26				¥4,021,450
16 * *				
17 19-03-26				¥3,021,450
18 19-03-26				¥1,711,500
19 19-03-27				¥1,741,500
20 * *				
21 19-03-29				¥1,975,500
22 19-04-02				¥1,225,500
23 19-04-10				¥1,215,924
24 19-04-10				¥1,090,924

小切手等の証券によるご入金の場合はそのお支払い
が定まる予定の日を次のとおり表示します。

表示	小切手等振込時
他落〇〇	〇〇で表示されている日の午後 (お支払可能時刻は、お預り日の時刻によつて 異なります。お預り日に異なる場合があります。 詳細は窓口へお問い合わせください。)

A口座 平成18年度末現在
残高 ¥1,975,500.-

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 20-03-12				¥2,623,879
2 20-03-12				¥2,438,279
3 20-03-12				¥1,515,279
4 20-03-12				¥1,506,459
5 20-03-13				¥1,456,459
6 20-03-13				¥1,471,459
7 20-03-17				¥1,336,459
8 20-03-17				¥1,271,459
9 20-03-18				¥3,271,459
10 * *				
11 20-03-19				¥1,875,179
12 20-03-19				¥875,179
13 20-03-19				¥810,179
14 20-03-19				¥800,179
15 20-03-19				¥689,179
16 20-03-19				¥674,779
17 20-03-19				¥739,779
18 20-03-25				¥679,109
19 20-03-31				¥684,109
20 20-03-31				¥699,109
21 20-04-03				¥569,109
22 20-04-03				¥489,109
23 20-04-07				¥404,109
24 20-04-07				¥384,109

小切手等の前券がよりに入金の場合はそのお支払い
 ができる予定の日を次のとおり表示します。

表示	お支払予定日時
地券○○	○○で表示されている日の午後 (入金日の時刻は小切手等の時刻による 旨なり、各営業日になる場合もあります。 詳細は店へお問い合わせください)

新通帳へ繰越
 CD
 と「お支払金額」欄または「お預り金額」欄に「シリアルナンバー」が印刷されたお預り金簿の裏面に
 のて、後日繰越させて頂きます。

A口座 平成19年度末現在
 残高 ¥699,109.-

普通預金

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 20-06-05	繰越			¥2,854,519
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

小切手等の引当額による入金の場合はそのお支払い
がてきる予定の日を次のとおり表示します。

表示	お支払予定日附
他券〇〇	〇〇で表示されている日の午後 (お支払時刻は「小切手の様式」によって 異なり、お支払日になる場合もあります。 詳細は窓口へお問い合わせください。)

A口座 平成20年6月5日現在
残高 ¥2,854,519.-



普通預金

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 18-01-24				¥84,575,132*
2 18-01-25				↓ ¥15,862*
3 18-03-13				↓ ¥16,050*
4 18-04-24				↓ ¥113,022,730:
5 * *				
6 18-04-25				↓ ¥16,050:
7 18-05-01				↓ ¥2,032,164:
8 * *				
9 18-05-11				↓ ¥16,050*
10 18-07-24				↓ ¥71,897,880:
11 * *				
12 18-07-25				↓ ¥16,050*
13 18-09-11				↓ ¥16,278*
14 18-10-20				↓ ¥72,381,700
15 18-10-25				↓ ¥671,976*
16 18-12-08				↓ ¥16,278*
17 19-01-23				↓ ¥71,426,748*
18 19-01-25				↓ ¥155,678*
19 19-03-12				↓ ¥157,169*
20 19-04-24				¥93,525,629*
21 19-04-24				¥95,417,327*
22 19-04-25				¥2,048,867*
23 19-04-25				¥157,169*
24 19-07-24				↓ ¥51,097,979*

小切手の証券類による入金の場合はそのお支払い
 ができる予定の日を次のとおり表示します。

157,169

表示	お金の予定日誌
他者〇〇	〇〇で表示されている日の午後 <small>(入金、出金)は、お手持の印紙によって (残高、お支払)になる場合があります。 ご注意ください。</small>

1491

B口座 平成17年度末現在
 残高 ¥16,050.-

B銀行 平成18年度末現在
 残高 ¥157,169.-

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 19-07-24				¥51,097,979*
2 19-07-24				↓ ¥65,702,879*
3 19-07-25				↓ ¥157,169*
4 19-09-10				↓ ¥158,206*
5 19-10-22				↓ ¥15,790,406*
6 19-10-22				↓ ¥66,524,836*
7 19-10-25				↓ ¥158,206*
8 20-01-24				↓ ¥14,147,856*
9 20-01-24				↓ ¥65,217,166*
10 20-01-25				↓ ¥158,206*
11 20-02-29				↓ ¥7,811,086*
12 * *				
13 20-02-29				↓ ¥158,206*
14 20-03-10				↓ ¥159,811*
15 20-04-24				¥75,307,771*
16 20-04-24				¥77,125,771*
17 20-04-24				¥91,619,321*
18 20-04-25				¥1,977,811*
19 20-04-25				¥159,811*
20				
21				
22				
23				
24				

小切手の通券類によるご入金の場合はそのお支払い
が定まる予定の日を次のとおり表示します。

表示	お支払予定日
他券○○	○○○で表示されている日の午後 (お支払の振込先はご自身の口座によって 異なる。お支払日になる場合もあります。 詳細は銀行へお問い合わせください。)

B口座 平成19年度末現在
残高 ¥159,811.-

B銀行 平成20年4月25日現在
残高 ¥159,811.-

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 18-01-27				¥474,922*
2 018-01-30				¥480,630*
3 18-02-20				¥267,420*
4 18-02-20				¥266,790*
5 018-02-23				¥474,166*
6 018-02-27				¥805,464*
7 * *				
8 018-02-28				¥811,172*
9 018-03-13				¥811,284*
10 018-03-23				¥1,016,670*
11 018-03-27				¥1,036,143*
12 * *				
13 018-03-28				¥1,041,851*
14 018-03-28				¥830,631*
15 018-03-28				¥830,000*
16 018-04-24				¥1,033,817*
17 018-04-24				¥824,167*
18 018-04-24				¥823,537*
19 018-04-24				¥831,757*
20 * *				
21 018-04-25				¥11,757*
22 018-04-28				¥17,465*
23 018-05-11				¥837,465*
24 018-05-15				¥627,815*

小切手等の証券類によるご入金の場合はそのお支払い
 ができる予定の日を次のとおり表示します。

表示	お支払予定日前
他券〇〇	〇〇で表示されている日の午後 (お支払可能時刻は、小切手の種類によつて 異なります。経営科目にもよります。) 詳細は窓口へお問い合わせください。

C口座 平成17年度末現在
 残高 ¥830,001.-

普通預金

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 18-12-25				¥893,865
2 18-12-27				¥900,944
3 * *				
4 18-12-28				¥907,462
5 19-01-22				¥684,772
6 19-01-22				¥684,142
7 19-01-23				¥900,188
8 19-01-26				¥907,216
9 * *				
10 19-01-29				¥913,734
11 19-02-23				¥1,129,780
12 19-02-26				¥1,500,698
13 * *				
14 19-02-27				¥1,278,008
15 19-02-27				¥1,277,378
16 19-02-28				¥1,283,896
17 19-03-12				¥1,284,300
18 19-03-23				¥1,503,906
19 19-03-26				¥1,277,026
20 19-03-26				¥1,287,495
21 * *				
22 19-03-28				¥1,294,013
23 19-04-23				¥1,067,763
24 19-04-23				¥1,067,133

小切手の証券類によるご入金の場合はそのお支払い
が定まる予定の日を次のとおり表示します。

表示	お支払予定日時
他券○○	○○で表示されている日の午後 (お支払の時刻は上記の時刻によつて 異なります。お支払日になる場合もあります。 詳細は窓口へお問い合わせください。)

C口座 平成18年度末現在
残高 1,294,013.-

普通預金

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 20-02-28				¥769,147*
2 20-03-10				¥769,478*
3 20-03-24				¥1,009,884*
4 20-03-27				¥1,033,556*
5 * *				
6 20-03-28				¥1,035,814*
7 20-03-31				¥793,024*
8 20-03-31				¥792,394*
9 20-04-23				¥1,025,720*
10 20-04-25				¥1,039,225*
11 * *				
12 20-04-28				¥1,041,483*
13 20-04-28				¥805,773*
14 20-04-28				¥805,143*
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

小切手等の振替納によるご入金の場合はそのお支払い
 がてきる予定の日を次のとおり表示します。

表示	お支払予定日時
他落〇〇	〇〇で表示されている日の年次 <small>(お支払の滞りや、小切手等の紛失によって 異なる、お支払日になる場合もあります。) 詳細は窓口へお問い合わせください。</small>

C口座 平成19年度末現在
 残高 ¥792,394.-

C口座 平成20年4月28日末現在
 残高 ¥805,143.-



05-06-27		*2,997,448
05-06-30		*1,978,968
05-08-01		*978,708
05-08-02		*3,228,708
05-08-15		*3,228,717
05-08-31		*2,229,896
05-09-30		*1,224,268
05-10-31		*228,326
05-11-07		*2,478,326
05-11-30		*1,443,073
06-01-04		*474,316
06-01-19		*1,974,316
06-01-31		*998,800
06-02-13		*998,808
06-02-28		*617
06-03-16		*750,617
06-03-20		*997,320
06-03-31		*617
06-05-01		*2,577,790
06-05-01		*1,590,484
06-05-16		*3,090,484
06-05-31		*2,104,618
06-06-08		*3,604,618
06-06-26		*3,605,218



D口座 平成17年度末現在
残高 ￥617. -



利息 1.364円

06-06-30		*2,612,977
06-07-31		*1,622,223
06-08-14		*1,622,370
06-08-29		*3,122,370
06-08-31		*2,125,385
06-10-02		*1,152,946
06-10-19		*1,902,946
06-10-31		*899,794
06-11-30		*1,649,794
06-11-30		*606,308
06-12-06		*2,856,308
07-01-04		*1,881,339
07-01-31		*899,525
07-02-13		*900,393
07-02-26		*1,023,000
07-02-28		*2,232
07-03-20		*239,244
07-04-02		*989,244
07-04-02		*2,232
07-04-19		*2,871,535
07-04-20		*3,621,535
07-05-01		*2,627,944
07-05-31		*1,594,848
07-05-31		*2,344,848



D口座 平成18年度未現在

残高 ￥239,244. -





07-06-25	*2,345,448
07-07-02	*1,340,582
07-07-31	*319,945
07-08-01	*2,569,945
07-08-13	*2,571,466
07-08-31	*1,552,635
07-10-01	*544,223
07-10-25	*2,044,223
07-10-31	*1,037,559
07-11-30	*2,537,559
07-11-30	*1,490,156
08-01-04	*512,304
08-01-22	5,682-
08-01-31	*2,012,304
08-02-12	*1,019,263
08-02-29	*1,020,592
08-03-28	*12,596
08-03-28	*762,596
08-03-31	*986,963
08-03-31	*1,000,619
08-04-14	*2,693
08-04-23	*19,338
08-04-28	*769,338
08-04-30	*3,421,979
	*2,401,183



D口座 平成19年度末現在

残高 ￥2,693.-



08-06-02



*1,423,048

D口座 平成20年6月20日現在
残高 ¥1,423,048.-





04-03-29	*123,706
04-08-06	*83,706
04-08-09	*83,707
04-12-28	*4,059,100
04-12-28	*9,467,707
05-01-05	*83,707
05-02-14	*83,709
05-05-02	*83,142,752
05-05-02	*3,142,752
05-05-02	*83,709
05-07-07	*68,709
05-08-15	*68,709
05-10-25	*80,069,094
05-10-25	*5,069,094
05-10-25	*68,359
05-12-27	*59,679
06-01-17	*37,457
06-08-14	*37,459
06-10-16	*30,037,459
06-10-24	*25,037,459
06-12-06	*35,037,459
06-12-19	*37,459
07-02-13	*42,327
07-08-13	*42,367



E口座 平成17年度末現在

残高 ￥37,457. --

E口座 平成18年度末現在

残高 ￥42,327. --



08-02-12		*42,409
08-02-15		*15,019,609
08-02-29		*42,409
08-03-26		*5,042,409
08-03-26		*41,674
08-04-30		*41,149
08-04-30		*40,624

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24

E口座 平成19年度末現在
 残高 ￥41,674.-

E口座 平成20年4月30日現在
 残高 ￥40,624.-



年月日	摘要	お支払い金額	お預り金額	差し引き残高
1 17-12-01				*17,507,204
2 17-12-02				*17,639,204
3 17-12-05				*17,637,104
4 17-12-06				*17,793,104
5 17-12-12				*17,823,104
6 17-12-16				*14,965,264
7 17-12-16				*14,621,162
8 17-12-16				*14,619,902
9 17-12-16				*14,619,587
10 17-12-20				*12,472,015
11 17-12-22				*12,400,615
12 17-12-22				*12,400,300
13 17-12-26				*12,861,262
14 17-12-26				*12,789,562
15 17-12-26				*12,717,862
16 17-12-26				*12,581,890
17 17-12-27	振込システム	ヨコハマシティバンク	*3,000,000	*15,581,890
18 17-12-28				*14,296,288
19 17-12-28				*14,294,188
20 18-01-04				*12,821,881
21 18-01-04				*12,819,381
22 18-01-05				*12,817,281
23 18-01-10				*12,997,281
24 18-01-11				*18,832,870

【記号のご説明】

1. 証券振込入金の場合はお支払い金額欄などに「証券」の記号が表示されます。その払い戻しができる証券の日時はつきのとおりです。
 C1.....入金日の翌営業日（午後1時30分から）
 C2.....入金日の翌営業日（ ）
 C3.....入金日から3営業日（午前9時から）
 C9.....入金日の翌々営業日（ ）

証券によるお預り金の場合も、お預り金欄に「証券」の記号が表示されます。また、お預り金欄に「証券」の記号が表示されている場合は、お預り金欄に「証券」と表示されます。
 2. 証券によるお預り金の場合も、お預り金欄に「証券」の記号が表示されます。また、お預り金欄に「証券」の記号が表示されている場合は、お預り金欄に「証券」と表示されます。

F口座
 ⑩病院情報システム更新事業補助金
 入金

年月日	摘要	お支払い金額	お預り金額	差し引き残高
1 18-03-28				*9,697,703
2 18-03-28				*9,696,443
3 18-03-29				*7,654,498
4 18-03-29				*7,651,663
5 18-03-31				*7,681,663
6 18-03-31				*7,711,663
7 18-03-31				*7,435,618
8 18-03-31				*7,434,988
9 18-03-31				*5,939,676
10 18-03-31				*5,937,176
11 18-03-31				*5,967,176
12 18-04-05				*5,965,076
13 18-04-20				*5,995,076
14 18-04-20				*6,000,076
15 18-04-20				*6,030,076
16 18-04-20				*4,067,410
17 18-04-21				*3,791,330
18 18-04-21				*3,790,700
19 18-04-24				*4,018,700
20 18-04-24				*4,234,700
21 18-04-25				*4,264,700
22 18-04-26				*3,189,244
23 18-04-26				*3,188,614
24 18-04-26				*3,344,614

(記号のご説明)

1. 証券類をご入金の場合はお支払い金額欄などにつぎの記号が
表示されます。その払い戻しができる予定の日時はつきのと
おりです。
C1.....ご入金日の翌営業日(午後1時30分から)
C2.....ご入金日の翌々営業日()
C3.....ご入金日からかぞえて5営業日(午前9時から)
C9.....ご入金日の翌々営業日()
2. 証券類によるお振込金の場合も前記に準じて取り扱います。
送付のご提出のない預け入れ、自動支払い、現金自動支払機
および現金自動入出金機によるお取引等とは、曜日、年
月日欄にNと表示します。

F口座 平成17年度末現在
残高 ¥5,967,176. -

年月日	摘要	お支払い金額	お預り金額	差し引き残高
18-11-30				*21,454,077
218-11-30				*21,736,077
318-11-30				*21,796,077
418-11-30				*22,018,077
518-11-30				*22,264,077
618-11-30				*22,510,077
718-12-01				*19,845,746
818-12-01				*19,843,331
918-12-05				*19,841,231
1018-12-06				*7,591,231
1118-12-06				*7,589,971
1218-12-14				*4,984,268
1318-12-18				*5,218,268
1418-12-18				*5,135,248
1518-12-20	N 振込	ヨコハマ 198112	*3,000,000	*8,135,248
1618-12-20	N 振込	ヨコハマ 198101	*3,000,000	*11,135,248
1718-12-20				*9,632,961
1818-12-22				*9,543,261
1918-12-25				*9,837,261
2018-12-26				*7,821,974
2118-12-26				*7,819,664
2218-12-27				*8,041,664
2318-12-27				*8,287,664
2418-12-28				*8,593,664

[記号のご説明]

- 証券類をご入金の場合はお支払い金額欄などにつぎの記号が表示されます。その払い戻しができる予定の日付はつぎのとおりです。
 C1.....ご入金日の翌営業日(午後1時30分から)
 C2.....ご入金日の翌々営業日()
 C3.....ご入金日から3日を超えて5営業日(午前9時から)
 C9.....ご入金日の翌々営業日()
- 証券類によるお振込金の場合も前記に基づいて取り扱います。過払いご振出のない預け入れ、自動お支払い、現金自動お預けおよび現金自動入出金機によるお戻り等のときは、後日、年月日欄にNと表示します。

F口座
 ⑩病院情報システム更新事業補助金
 ⑩地域連携クリティカルパス補助金
 入金

年月日	摘要	お支払い金額	お預り金額	差し引き残高
19-03-27				*8,240,069
2 19-03-29				*18,240,069
3 19-03-29				*18,407,393
4 19-03-30				*9,935,993
5 19-03-30				*9,935,363
6 19-03-30				*9,995,363
7 19-03-30				*10,025,363
8 19-03-30				*9,885,963
9 19-04-02				*7,595,137
10 19-04-02				*7,590,637
11 19-04-05				*7,588,537
12 19-04-12				*6,061,744
.....			
13 19-04-18				*5,991,044
14 19-04-18				*5,927,104
15 19-04-19				*7,854,974
16 19-04-20				*5,104,974
17 19-04-20				*5,074,974
18 19-04-20				*5,073,714
19 19-04-20				*5,073,399
20 19-04-23				*1,949,124
21 19-04-23				*1,948,494
22 19-04-23				*2,948,494
23 19-04-23				*3,008,494
24 19-04-24				*2,816,494

【記号のご説明】

1. 証券類をご入金のときはお支払い金額欄などにつぎの記号が
表示されます。その払い戻しができる予定の日時はつぎのと
おりです。
 C1.....ご入金日の翌営業日（午後1時30分から）
 C2.....ご入金日の翌々営業日（ " " ）
 C3.....ご入金日からもろえて5営業日（午前9時から）
 C9.....ご入金日の翌々営業日（ " " ）

2. 証券類によるお振込金の場合も前記に準じて取り扱います。
 過剰のご振出のない預け入れ、自動お支払い、現金自動お振込
 および現金自動お振入出金機によるお取引のときは、後日、年
 月日欄にNと表示します。

14

F口座 平成18年度末現在
 残高 9,885,963. -

年月日	摘要	お支払い金額	お預り金額	差し引き残高
1 20-02-26				*8,225,136
2 20-02-26				*8,215,136
3 20-02-26				*8,215,031
4 20-02-26				*8,195,031
5 20-02-26				*8,194,611
6 20-02-26				*8,184,611
7 20-02-26				*8,184,506
8 20-02-28	N振込	ヨコハマ 198101	*3,000,000	*11,184,506
9 20-02-28				*11,214,506
10 20-02-28				*11,098,506
11 20-02-29				*11,111,506
12 20-02-29				*11,141,506
13 20-02-29				*5,404,215
14 20-02-29				*5,398,715
15 20-02-29				*5,329,635
16 20-02-29				*5,359,635
17 20-02-29				*6,768,691
18 20-03-03				*8,833,691
19 20-03-04				*8,863,691
20 20-03-05				*8,985,691
21 20-03-05				*9,326,691
22 20-03-05				*7,326,691
23 20-03-05				*7,326,061
24 20-03-06				*7,325,011

【記号のご説明】

- 証券類をご入金の際はお支払い金額欄などにつぎの記号が表示されます。その払い戻しができる予定の日時はつぎのとおりです。
 C1.....ご入金日の翌営業日（午後1時30分から）
 C2.....ご入金日の翌々営業日（ ）
 C3.....ご入金日から6ヶ月以内の営業日（午前9時から）
 C8.....ご入金日の翌々営業日（ ）
- 証券類によるお振込金の場合も前記に準じて取り扱います。過振のご提出のない預け入れ、自動支払い、現金自動支払機および現金自動入出金機によるお取引等のごときは、後日、半月日欄にNと表示します。

F口座
 ⑩地域連携クリティカルパス補助金
 入金

年月日	摘要	お支払い金額	お預り金額	差し引き残高
120-03-31				*2,449,114
220-03-31				*2,448,484
320-03-31				*2,418,484
420-03-31				*2,417,854
520-03-31				*2,404,198
620-03-31				*2,403,778
720-04-04				*2,433,778
820-04-07				*2,432,728
920-04-15				*2,116,909
1020-04-15				*2,116,594
1120-04-15				*1,814,654
1220-04-15				*1,561,850
1320-04-15				*1,561,535
1420-04-15				*1,102,643
1520-04-15				*1,102,300
1620-04-16				*1,086,071
1720-04-16				*1,085,651
1820-04-17				*3,532,151
1920-04-21				*3,862,151
2020-04-21				*4,180,151
2120-04-21				*4,486,151
2220-04-21				*4,780,151
2320-04-22				*5,026,151
2420-04-22				*5,086,151

(記号のご説明)

1. 証券類をこ入金のときはお支払い金額欄などにつぎの記号が表示されます。その払い戻しができる予定の日時はつぎのとおりです。
C1.....こ入金日の翌営業日(午後1時30分から)
C2.....こ入金日の翌々営業日()
C3.....こ入金日からおえてら翌日(午前9時から)
C日.....こ入金日の翌々営業日()
2. 補券類によるお預り金額の場合も前記に準じて取り扱います。通帳のご提出のない預け入れ、自動お支払い、現金自動お預りおよび現金自動お預り入金によるお取引号のときは、後日、年月日欄にNと表示します。

F口座 平成19年度末現在
残高 ￥2,403,778.-

年月日	摘要	お支払い金額	お預り金額	差し引き残高
1 20-05-30				*20,510,699
2 20-05-30				*20,852,699
3 20-05-30				*21,098,699
4 20-06-02				*21,320,699
5 20-06-02				*18,536,003
6 20-06-02				*18,530,503
7 20-06-02				*20,731,559
8 20-06-02				*20,977,559
9 20-06-02				*21,199,559
10 20-06-05				*21,445,559
11 20-06-06				*21,444,509
12 20-06-06				*23,098,718

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

【記号のご説明】

1. 証券類をご入金の場合はお支払い金額欄などにつきの記号が表示されます。その払い戻しができる予定の日時はつぎのとおりです。
 ○1.....ご入金日の翌営業日(午後1時30分から)
 ○2.....ご入金日の翌々営業日()
 ○3.....ご入金日からおおよそ1週間営業日(午前9時から)
 ○8.....ご入金日の翌々営業日()
2. 証券類によるお振込金の場合も前記に基づいて取り扱います。送付のご届出のない預け入れ、自動お払い、現金自動お振込および現金お振入出金機によるお振込の際は、※日、年月日欄にNと表示します。

F口座 平成20年6月6日現在
 残高 23,098,718.-

行数	日付	お払戻金額 円	お預り金額 円	摘要	差引残高 円	備考
1	18. 2. 13				*21,561	371
2	18. 2. 23				*17,636	371
3	18. 2. 23				*6,228	371
4	18. 2. 27				*1,209	371
5	18. 3. 9				*1,001,209	371
6	18. 3. 10				*966,883	371
7	18. 3. 13				*880,680	371
8	18. 3. 17				*910,680	371
9	18. 3. 20				*748,980	371
10	18. 3. 23				*745,055	371
11	18. 3. 23				*733,647	371
12	18. 3. 27				*729,210	371
13	18. 3. 28				*759,210	371
14	18. 3. 29				*903,210	371
15	18. 3. 31				*899,116	371
16	18. 4. 7				*880,216	371
17	18. 4. 7				*734,791	371
18	18. 4. 10				*699,620	371
19	18. 4. 12				*554,227	371
20	18. 4. 18				*553,702	371
21	18. 4. 24				*549,777	371
22	18. 4. 24				*538,369	371
23	18. 4. 27				*501,064	371

ご説明 1. 摘要欄記号 A…現金入出金 F…振替入出金 (当店小切手の入金を含むことがあります)
B, C, D, E…小切手・手形等の入金

2. 小切手・手形等の証券類によるご入金の場合、お払戻しができる予定の日時を「お払戻金額」欄に記入いたします。お払戻可能時刻は、証券類の種類により異なります。詳細については、窓口にお問い合わせください。

G口座 平成17年度末現在

残高 ￥899,116.-

行数	日付	お払戻金額 円	お預り金額 円	摘要	差引残高 円	備考
1					*2,229,047	3711
2	19. 2. 7				*2,091,812	3711
3	19. 2. 7				*2,073,962	3711
4	19. 2. 13				*2,074,616	3711
5	19. 2. 13				*2,035,210	3711
6	19. 2. 13				*1,959,631	3711
7	19. 2. 23				*1,955,706	3711
8	19. 2. 23				*1,944,298	3711
9	19. 2. 27				*1,920,260	3711
10	19. 2. 28				*1,918,213	3711
11	19. 2. 28				*1,948,213	3711
12	19. 3. 5				*1,978,213	3711
13	19. 3. 7				*1,840,978	3711
14	19. 3. 12				*1,795,913	3711
15	19. 3. 12				*1,749,316	3711
16	19. 3. 23				*1,745,391	3711
17	19. 3. 23				*1,733,983	3711
18	19. 3. 27				*1,731,410	3711
19	19. 3. 30				*1,761,410	3711
20	19. 4. 2				*1,759,363	3711
21	19. 4. 9				*1,622,128	3711
22	19. 4. 10				*1,579,219	3711
23	19. 4. 12				*1,523,944	3711

ご説明 1. 摘要欄記号 A…現金入出金 F…振替入出金 (当店小切手の入金を含むことがあります)
B, C, D, E…小切手・手形等の入金

2. 小切手・手形等の証券類によるご入金の場合、お払戻しができる予定の日時を「お払戻金額」欄に記入いたします。お払戻可能時刻は、証券類の種類により異なります。詳細については、窓口にお問い合わせください。

G口座 平成18年度末現在

残高 ¥1,761,410.-

行数	日付	差引残高	備考
1	20. 2. 12	*3,086,549	3710
2	20. 2. 12	*3,033,917	3710
3	20. 2. 12	*2,998,149	3710
4	20. 2. 18	*3,001,291	3710
5	20. 2. 21	*2,975,065	3710
6	20. 2. 25	*2,971,140	3710
7	20. 2. 25	*2,959,732	3710
8	20. 2. 25	*2,947,636	3710
9	20. 2. 29	*2,945,589	3710
10	20. 2. 29	*2,975,589	3710
11	20. 3. 7	*2,821,974	3710
12	20. 3. 10	*2,776,367	3710
13	20. 3. 12	*2,739,712	3710
14	20. 3. 21	*2,706,972	3710
15	20. 3. 24	*2,703,047	3710
16	20. 3. 25	*2,690,951	3710
17	20. 3. 25	*2,720,951	3710
18	20. 3. 27	*2,712,584	3710
19	20. 3. 31	*2,710,537	3710
20	20. 4. 7	*2,556,922	3710
21	20. 4. 10	*2,514,778	3710
22	20. 4. 14	*2,473,167	3710
23	20. 4. 18	*2,472,642	3710

ご説明 1. 摘要欄記号 A…現金入出金 F…振替入出金 (当店小切手の入金を含むことがあります)
 B, C, D, E…小切手・手形等の入金
 2. 小切手・手形等の証券類によるご入金の場合、お払戻しができる予定の日時を「お払戻金額」欄に記入いたします。お払戻可能時刻は、証券類の種類により異なります。詳細については、窓口にお問い合わせください。

G口座 平成19年度末現在
 残高 ￥2,710,537.-

行 数	日 付	差 引 残 高	備 考
1	20. 5. 30	*5,550,515	3711
2	20. 6. 2	*5,550,116	3711
3	20. 6. 5	*5,650,116	3711
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			

ご説明 1. 摘要欄記号 A…現金入出金 F…振替入出金(当店小切手の入金を含むことがあります。) B, C, D, E…小切手・手形等の入金
 2. 小切手・手形等の証券類によるご入金の場合、お払戻しができる予定の日時を「お払戻金額」欄に記入いたします。お払戻可能時刻は、証券類の種類により異なります。詳細については、窓口にお問い合わせください。

差引残高を新通帳に繰越いたしました

G口座 平成20年6月5日現在
 残高 ￥5,650,116.-

横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱

制 定 昭和 60 年 4 月 1 日 (市長決裁)

最近改正 平成 18 年 7 月 1 8 日 (市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、夜間及び休日の病院群輪番制による第二次応需体制についての補助金を交付することにより、横浜市の救急医療体制の充実を図ることを目的とする。

2 横浜市病院群輪番制についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則 (平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。) に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 輪番病院 主として夜間急病センター、休日急患診療所等から紹介される傷病患者の診療を行う内科・小児科・外科及び急性心疾患診療病院をいう。
- (2) 救急対応病床 救急患者に対応できる病床とし、参加病院の許可病床から精神病床、結核病床、感染症病床及び療養病床 (旧療養型病床、旧特例許可老人病床を含む。) を除いた病床とする。

(補助事業者等)

第 3 条 この事業に参加する病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、病院群輪番制参加病院事業計画書 (第 1 号様式) を市長に提出し、「輪番参加病院選定委員会」が毎年度行う審査を受けなければならない。

- (1) 新たにこの事業に参加する場合 (継続して参加する場合は、年度ごとに提出)
- (2) 診療体制に変更がある場合

2 輪番病院は、この事業の参加を辞退し又は休止しようとするときは、時期及び理由を記載した病院群輪番制事業辞退 (休止) 届 (第 2 号様式) を速やかに市長に提出しなければならない。

(参加基準)

第 4 条 この要綱における補助事業者等は、救急対応病床として 20 床以上を有している病院で、内科、小児科、外科の診療を行う輪番病院は、参加する各診療科を標ぼうしている病院とする。

2 輪番病院の参加基準は、別表第 1 のとおりとする。

(実施体制)

第 5 条 この事業は、市域を 3 ブロックに分け、各ブロック内における病院の輪番制により傷病患者の診療を次の各号のとおり実施する。ただし、急性心疾患の診療については、市域を 1 ブロックで実施する。

- (1) 急性心疾患診療病院は、原則として内科・小児科・外科を併せて診療する。
- (2) 急性心疾患診療病院が、急性心疾患単科目のみ応需する場合は、同じブロックに内科・小児科・外科を診療する病院を併せて配置する。
- (3) 内科・外科診療病院が診療する場合は、同じブロックに小児科単科目のみ診療する病院、又は小児科・急性心疾患を診療する病院を併せて配置する。
- (4) 内科・外科・急性心疾患診療病院が診療する場合は、同じブロックに小児科単科目のみ診

療する病院を併せて配置する。

2 前項のブロックの地域割は、別表第2のとおりとする。

(診療時間等)

第6条 診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

(1) 夜間の診療時間は、毎夜間の午後6時から翌日午前7時までとする。

(2) 休日の診療時間は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始（12月30日から1月3日まで）の午前10時から午後5時までとする。

(診療体制)

第7条 輪番病院における医療従事者の配置数並びに確保すべき空きベッド数は別表第3に定めるとおりとする。

ただし、内科・小児科・外科及び急性心疾患の診療内容ごとにそれぞれの担当医を配置する。

(交付額)

第8条 横浜市は、この事業に参加する国・公立病院を除く輪番病院（以下「補助事業者」という。）に対して当該事業に係る運営経費として、次の各号に掲げる経費を補助するものとする。

(1) 輪番実施日に係る運営費

(2) 輪番参加に伴う医師賠償責任保険料に係る経費

2 前項第1号の輪番実施日に係る補助金の1日当たりの交付額は、診療体制に応じ、別表第4に定める額とする。

3 年末年始（夜間診療の場合にあっては12月29日から1月3日までの期間、休日診療の場合にあっては12月30日から1月3日までの期間という。）に診療する輪番病院に対し、年末年始加算を行うものとする。ただし、内科・小児科・外科の輪番病院と急性心疾患の輪番病院を同日に実施しても、年末年始加算を重複しては行わない。

4 第1項第2号の輪番参加に伴う医師賠償責任保険料に係る補助金の交付額は、参加診療体制に応じ、別表第5に定める補助基準額と輪番病院の参加診療体制に応じた実支払額を比較して、いずれか低い方の額とする。

5 この事業の参加を辞退し、又は休止した場合は、前項の規定に基づき算出した額を12で除した額に参加月数を乗じて得た額を交付する。

6 第4項の輪番病院の参加診療体制に応じた実支払額とは、各病院の参加診療体制に応じて輪番日に確保する病床数当たりの医師賠償責任保険料の支払額とする。この場合において、前項の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金申請等の事務手続)

第9条 補助金の申請、請求及び報告等に関する事務手続は、補助事業者が社団法人横浜市病院協会（以下「病院協会」という。）に委任して行うものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年5月の末日とする。なお、やむを得ない理由があるときは、その理由を付して申請期日後に申請することができる。

3 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市病院群輪番制運営費補助金申請書（第3号様式）を用いなければならない。

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付

書類は、各補助事業者からの委任状とする。

- 5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、補助金規則第5条第1項第3号に規定する事項並びに第5条第2項第2号から第4号に規定する書類とする。

(交付決定通知)

第10条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市病院群輪番制運営費補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

(状況報告)

第12条 補助金規則第12条に規定する状況報告は、次の各号に定める様式を用い、事業実施の翌月10日までに提出することとする。ただし、3月実施分については、4月5日までとする。

- (1) 二次応需病院事業月報(第5号様式)
- (2) 内科疾患別患者分類(第6号様式)
- (3) 小児科疾患別患者分類(第7号様式)
- (4) 外科疾患別患者分類(第8号様式)
- (5) 急性心疾患疾患別患者分類(第9号様式)
- (6) 横浜市病院群輪番制 当番日・当直実績(第10号様式)

(実施報告)

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 二次応需病院事業実績年報(第11号様式)
- (2) 第14条第1項第2号の規定に基づく書類 収支決算書(第12号様式)

2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類及び事項は、補助金規則第14条第1項第3号に関する書類とする。

(補助金額の確定通知)

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市病院群輪番制運営費補助金額確定通知書(第13号様式)により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第15条 補助金事務受任先である病院協会は、横浜市小児救急医療対策事業実施要綱(以下「小児救急対策事業要綱」という。)に定める小児救急拠点病院を除いて、輪番実施日に係る運営費補助金については、別表第4に定める額に輪番実施回数を乗じて得た額を四半期ごとに請求するものとする。

2 小児救急拠点病院の輪番制補助金については、輪番実施回数から小児救急対策事業要綱に定める小児救急拠点病院の規定回数を減じた回数に、別表第4に定める額を乗じた額を当該年度終了後に請求するものとする。

3 医師賠償責任保険料に係る補助金については、当該年度終了後に請求するものとする。

(関係書類の保存期間)

第16条 補助金規則第25条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(施行期日)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 11 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 18 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条第2項関係）

参加基準

参加診療科目	参加基準
内科 (内)	① 内科医が常勤医として勤務していること。 ② 輪番日に内科医が当直していること。 ③ 内科病床を有し、入院ベッドが確保されていること。 ④ 緊急検査として一般検査・X線検査が行えること。
小児科 (小)	① 小児科医が常勤医として勤務していること。 ② 輪番日に小児科医が当直していること。 ③ 小児科病床を有し、入院ベッドが確保されていること。 ④ 緊急検査として、一般検査、胸部X線検査等が行えること。
外科 (外)	① 外科医が常勤医として勤務していること。 ② 輪番日に外科医が当直していること。 ③ 外科病床を有し、入院ベッドが確保されていること。 ④ 常時、全身麻酔による開腹手術等を行っていること。 ⑤ 急性腹症について、緊急開腹手術が行えること。 ⑥ 緊急検査として、一般検査、X線検査、心電図検査、腹部超音波検査等ができること。 ⑦ 麻酔担当の医師がオンコール又は呼び出し可能な状況にあること。 ⑧ 入院を要する脳神経外科、整形外科関係の疾患及び外傷について、初期対応及び3次医療機関への転送判断が行えること。
急性心疾患 (心)	① 輪番日に循環器専門医が当直していること。 ② 緊急検査として、心電図検査、心臓超音波検査ができること。また、除細動器が使用できること。 ③ 緊急シネアングิโอグラフィーが行えること。 ④ 緊急IABP、緊急ペーシングが行えること。 ⑤ 緊急開胸手術が行えること。 ⑥ ICU、CCUが設置されていること。

※ 一般検査は、血球計算、生化学検査、血沈測定、尿検査等をいう。

別表第2（第5条第2項関係）

地域割

ブロック	行 政 区
北 部	鶴見、神奈川、港北、緑、青葉、都筑
西 部	西、保土ヶ谷、旭、戸塚、泉、瀬谷
南 部	中、南、港南、磯子、金沢、栄

別表第3(第7条第2項関係)

診療体制

夜間							
	内・外	小	心	内・小・外	内・外・心	内・小・外・心	小・心
医師	2人	1人	1人	3人	3人	4人	2人
応援医師	2人		1人	2人	3人	3人	1人
看護師	2人	2人	1人	3人	3人	4人	2人
応援看護師	2人	2人	1人	4人	3人	5人	3人
放射線技師 ・検査技師	2人	1人	2人	2人	2人	2人	2人
事務員	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
確保ベッド数	3床	2床	2床	4床	4床	5床	3床

；小児科輪番は、検査技師1名を基準配置とする。

確保すべきベッドのうち小児科ベッドは2床とする。

応援医師・応援看護師とは、オンコール又は呼び出し可能な状況にある医師・看護師をいう。

休日							
	内・外	小	心	内・小・外	内・外・心	内・小・外・心	小・心
医師	2人	1人	1人	3人	3人	4人	2人
応援医師	2人		1人	2人	3人	3人	1人
看護師	2人	2人	1人	3人	3人	4人	2人
応援看護師	2人	1人	1人	3人	3人	4人	2人
放射線技師 ・検査技師	2人	1人	2人	2人	2人	2人	2人
事務員	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
確保ベッド数	3床	2床	2床	4床	4床	5床	3床

(注意) 小児科輪番は、検査技師1名を基準配置とする。

確保すべきベッドのうち小児科ベッドは2床とする。

応援医師・応援看護師とは、オンコール又は呼び出し可能な状況にある医師・看護師をいう。

別表第4 (第8条第2項関係)

補助金額

区 分		1当番日当たりの 補 助 金 額
夜 間	内 診 ・ 療 病 外 院	218,560
	内 診 ・ 小 ・ 療 病 外 院	284,420
	内 診 ・ 外 ・ 療 病 心 院	297,720
	内 診 ・ 小 ・ 外 ・ 療 病 心 院	363,580
	診 療 小 病 院	130,850
	診 療 心 病 院	139,400
	小 診 療 ・ 病 心 院	205,260

区 分		1当番日当たりの 補 助 金 額
休 日	内 診 ・ 療 病 外 院	208,660
	内 診 ・ 小 ・ 療 病 外 院	265,420
	内 診 ・ 外 ・ 療 病 心 院	286,020
	内 診 ・ 小 ・ 外 ・ 療 病 心 院	342,780
	診 療 小 病 院	111,350
	診 療 心 病 院	131,300
	小 診 療 ・ 病 心 院	188,060

年 末 年 始 加 算	62,600
-------------	--------

別表第5（第8条第4項関係）

医師賠償責任保険料補助金額

輪番参加診療体制区分	確保ベッド数	病 院 当 た り 補助基準額（年額）
	床	円
小	2	25,000
心	2	25,000
小・心	3	25,000
内・外	5	42,000
内・小・外	6	42,000
内・外・心	7	50,000
内・小・外・心	7	50,000

病院群輪番制参加病院事業計画書

年 月 日

(提出先)

横 浜 市 長

所在地
病院名
代表者氏名
担当者氏名
電 話

横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱第4条第1項により、平成18年度に病院群輪番制事業に参加したいので、次のとおり病院事業計画書を提出します。

1 当番日診療科目(該当する科目の組み合わせに○印)

	内・外	内・小・外	内・外・心	内・小・外・心	心	小	小・心
夜 間							
休日昼間							

2 当番日診療体制

(1) 夜間

	基準	内・外	基準	内・小・外	基準	内・外・心	基準	内・小・外・心	基準	心	基準	小	基準	小・心
医 師	2	人	3	人	3	人	4	人	1	人	1	人	2	人
応 援 医 師	2	人	2	人	3	人	3	人	1	人	-	人	1	人
看 護 師	2	人	3	人	3	人	4	人	1	人	2	人	2	人
応援看護師	2	人	4	人	3	人	5	人	1	人	2	人	3	人
薬 剤 師	-	人	-	人	-	人	-	人	-	人	-	人	-	人
検 査 技 師	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
X 線 技 師	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	-	人	1	人
その他職員	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
確保ベッド数	3	床	4	床	4	床	5	床	2	床	2	床	3	床

(2) 休日昼間

	基準	内・外	基準	内・小・外	基準	内・外・心	基準	内・小・外・心	基準	心	基準	小	基準	小・心
医 師	2	人	3	人	3	人	4	人	1	人	1	人	2	人
応 援 医 師	2	人	2	人	3	人	3	人	1	人	-	人	1	人
看 護 師	2	人	3	人	3	人	4	人	1	人	2	人	2	人
応援看護師	2	人	3	人	3	人	4	人	1	人	1	人	2	人
薬 剤 師	-	人	-	人	-	人	-	人	-	人	-	人	-	人
検 査 技 師	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
X 線 技 師	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	-	人	1	人
その他職員	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
確保ベッド数	3	床	4	床	4	床	5	床	2	床	2	床	3	床

3 輪番当直医師等の氏名（下記の該当科目の医師はすべて記入してください）

4月1日現在

氏名	臨床経験年数	担当科目（該当科目に○印）						X線技師	検査技師	常勤 非常勤	備考
		内科	小児科	外科	心循環器	麻酔担当					
										常・非	
										常・非	
										常・非	
										常・非	
										常・非	
										常・非	
										常・非	
										常・非	
										常・非	
計		人	人	人	人	人	人	人	人		

参考 病院全体 医師等の人数		人	人	人	人	人	人	人	人	常	
		人	人	人	人	人	人	人	人	非	

※ 医師の人数が多い場合は別紙を使用してください。

4 臨床検査等の実施の可否

(1)

検査等	可・否	
一般検査	血球計算	可・否
	生化学検査	可・否
	血沈測定	可・否
	尿検査	可・否
X線検査	可・否	
血液ガス分析	可・否	
心電図検査	可・否	
C T検査	可・否	
腹部超音波検査	可・否	
心臓超音波検査	可・否	
内視鏡検査	可・否	
緊急開腹手術	可・否	
除細動器の使用	可・否	

検査等	可・否
不整脈管理	可・否
緊急シネアンギオグラフィー	可・否
緊急I A B P	可・否
緊急ペーシング	可・否
緊急開胸手術	可・否

(2) 4月1日現在の病床数

病 床 数		診療科別病床数
救急対応病床数 (A) (精神・結核・感染床を除いた許可病床数のうち、下記のBとCを除く) 床	A+B+C 許可病床数 (精神・結核・感染症を除く) 床	内科 床 小児科 床 外科 床 心疾患 床
療養病床数・旧療養型病床数 (B) 床	うち ICU 床 CCU 床	
旧特別許可老人病床数 (C) 床	SCU 床	

5 職員数等（4月1日現在）

*非常勤にはパートを含む。

区 分	職 員 数		給 与 費 (年 額)	
	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
医 師 (含・歯科医師)	人	人	円	円
看護師 (含・准看護師)				
薬 劑 師				
検 査 技 師				
X 線 技 師				
そ の 他 の 職 員				
合 計				

別紙

輪番当直医師の氏名等 (下記の該当科目の医師はすべて記入してください)

4月1日現在

氏名	臨床 経験 年数	担当科目 (該当科目に○印)							常勤 非常勤	備考
		内科	小児科	外科	心 循環器	麻酔 担当	X線 技師	検査 技師		
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
									常・非	
計		人	人	人	人	人				

参考 病院全体医師数		人	人	人	人	人			常	
		人	人	人	人	人			非	

年 月 日

横浜市 長

法人所在地
法人名
代表者名

病院群輪番制事業辞退 (休止)届出書

年 月 日 (文書番号) により交付決定を受けたこの補助事業について、辞退 (休止) したいので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 辞退 (休止) 年月日

年 月 日 (~ 年 月 日)

2 辞退 (休止) 理由

担 当
連絡先

横浜市病院群輪番制運営費補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

住 所
法人名
代表者



年度横浜市病院群輪番制運営費補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 輪番参加病院名

2 申 請 額

(1) 輪番実施日に係る申請額(輪番1回当たり)

裏面記載のとおり

(2) 医師賠償責任保険料に係る申請額

裏面記載のとおり

3 補助金の請求

(1) 輪番実施日に係る運営費補助金

裏面記載の額に輪番実績回数を乗じて得た額を四半期ごとに請求します。

(2) 医師賠償責任保険料に係る補助金

裏面記載の額に基づき年度終了後に請求します。

4 そ の 他

輪番に当たっては、横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱に定める輪番参加基準、診療体制等を遵守します。

5 添付書類

委任状

(市補助金の申請、請求、受領及び実績報告に関する輪番参加病院からの委任状)

<申請書 裏面>

補助申請額

区 分		1当番日当たりの 補 助 金 額
夜 間	内 診 ・ 療 病 外 院	218,560
	内 診 ・ 小 ・ 療 病 外 院	284,420
	内 診 ・ 外 ・ 療 病 心 院	297,720
	内 診 ・ 小 ・ 療 病 外 ・ 心 院	363,580
	診 療 小 病 院	130,850
	診 療 心 病 院	139,400
	小 診 療 ・ 病 心 院	205,260

区 分		1当番日当たりの 補 助 金 額
休 日	内 診 ・ 療 病 外 院	208,660
	内 診 ・ 小 ・ 療 病 外 院	265,420
	内 診 ・ 外 ・ 療 病 心 院	286,020
	内 診 ・ 小 ・ 療 病 外 ・ 心 院	342,780
	診 療 小 病 院	111,350
	診 療 心 病 院	131,300
	小 診 療 ・ 病 心 院	188,060

年末年始加算	62,600
--------	--------

医師賠償責任保険料補助申請額（年額）

輪番参加診療体制区分	確保ベッド数	病 院 当 た り 補 助 基 準 額 (年額)
	床	円
小	2	25,000
心	2	25,000
小・心	3	25,000
内・外	3	42,000
内・小・外	4	42,000
内・外・心	4	50,000
内・小・外・心	5	50,000

横浜市病院群輪番制運営費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜市病院群輪番制運営費補助金について、次のとおり交付します。

1 補助金額

(1) 輪番実施日に係る補助金額

裏面に定める額(輪番1回当たりの額)に輪番実績回数を乗じて得た額

ただし、小児救急拠点病院については、輪番実績回数から小児救急拠点病院事業要綱に定める小児救急拠点病院の規定回数を減じた回数に、裏面に定める額(輪番1回当たりの額)を乗じて得た額

(2) 医師賠償責任保険料に係る補助金額

裏面に定める額と輪番病院の参加診療体制に応じた実支払額を比較して、いずれか低い方の額

2 補助金の交付時期

(1) 輪番実施日に係る補助金

四半期ごとに請求を受けて、次のとおり支払います。

第1四半期 交付月 年 7月

第2四半期 交付月 年10月

第3四半期 交付月 年 1月

第4四半期 交付月 年 4月

ただし、小児救急拠点病院については、年度終了後の請求を受けて支払います。

(2) 医師賠償責任保険料に係る補助金

年度終了後の参加実績の報告を受けて支払います。

3 交付条件

(1) 横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱に定める参加基準、診療体制等を遵守してください。

(2) 横浜市病院群輪番制事業の事業計画を変更する場合、事業の参加を辞退し、又は休止する場合は、速やかに市長に関係書類を提出してください。

(3) 補助金の用途については、必要があると認められる場合は調査を行うことがあります。

(4) 診療実績の報告は、毎月10日までに横浜市病院協会を通じて市長に提出してください。ただし、3月分は4月5日まで提出してください。

(5) 収支決算書(第10号様式)は、年度終了後7月末日までに市長に提出してください。

(6) 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部返却を求めることがあります。

ア 虚偽その他不正な手続きにより、補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を補助対象事業以外の経費に流用したとき。

ウ 横浜市病院群輪番制運営費補助金交付要綱の定めに違反したとき。

<決定通知書 裏面>

補助金額

区 分		1当番日当たりの 補 助 金 額
夜 間	内 診 ・ 療 病 外 院	218,560
	内 診 ・ 療 小 病 外 院	284,420
	内 診 ・ 療 外 病 心 院	297,720
	内 診 ・ 療 小 病 外 病 心 院	363,580
	診 療 小 病 院	130,850
	診 療 心 病 院	139,400
	小 診 療 病 心 院	205,260

区 分		1当番日当たりの 補 助 金 額
休 日	内 診 ・ 療 病 外 院	208,660
	内 診 ・ 療 小 病 外 院	265,420
	内 診 ・ 療 外 病 心 院	286,020
	内 診 ・ 療 小 病 外 病 心 院	342,780
	診 療 小 病 院	111,350
	診 療 心 病 院	131,300
	小 診 療 病 心 院	188,060

年末年始加算	62,600
--------	--------

医師賠償責任保険料補助金額（年額）

輪番参加診療体制区分	確保ベッド数	病 院 当 た り 補 助 基 準 額 (年額)
	床	円
小	2	25,000
心	2	25,000
小・心	3	25,000
内・外	3	42,000
内・小・外	4	42,000
内・外・心	4	50,000
内・小・外・心	5	50,000

夜間

二次応需病院事業月報

休日

年 月 分

(報告先)

横浜市 長

所在地
病院名
電話番号
記入担当者



1 輪番実施日

夜間

内・外	内・小 外	内・外 心	内・小 外・心	心	小	小・心	合 計
日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日

休日

内・外	内・小 外	内・外 心	内・小 外・心	心	小	小・心	合 計
日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日

2 診療科目別患者数

* () 内は入院した患者数で、再掲

夜間

内 科	小 児 科	外 科	急性心疾患	そ の 他	合 計
()	()	()	()	()	()

休日

内 科	小 児 科	外 科	急性心疾患	そ の 他	合 計
()	()	()	()	()	()

- 注意
- 1 記入担当者氏名は必ず記載してください。
 - 2 「1 輪番実施日」は、次の例に従ってください。
例：ある月の10日に「内・小・外・心」、20日に「心」、30日に「心」を実施した場合は、「内・小・外・心」欄に10、「心」欄に20・30、合計欄には3と記入してください。
 - 3 「2 診療科目別患者数」は、各科の「疾患別患者分類」の数と合致します。
例：「内科」5人のうち2人が入院した場合は、「内科」欄に5 (2) と記入してください。

夜間休日 内科疾患別患者分類

病院名 _____ 年 月 日 実施分

来院時間	性別	年齢	1 呼吸器疾患	2 消化器疾患	3 循環器疾患	4 脳血管疾患	5 代謝異常及び内分泌疾患	6 精神・神経障害を含む	7 中毒	8 急性腹症	9 法定伝染病	10 皮膚疾患	11 腎・泌尿器疾患	12 血液疾患	13 病状及び不明な診断名	14 その他内科系疾患	その他の科目 (診療科目名を記入)	転帰 帰宅 帰入 送死 送死	行政区別	来院方法	備考 1 軽帰欄「送」の場合は、送り先及び病名記入 2 中毒の場合は、食・薬物・ガス・アルコールの別、自殺か否かを記入
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				
:	男・女																				

注意 1 疾患別患者分類は、救急受診するに至った主症状をもって分類してください。
 2 年齢及び備考欄以外は、該当欄に○印をつけてください。
 3 来院時間は、次の記入例に従ってください。(例：午前10時40分は 10:40、昼の12時40分は 12:40、午後7時15分は 19:15、深夜12時30分は0:30と記入してください。)
 4 行政区別及び来院方法は別表1・2に従い、番号を記入してください。

別表1 (行政区別)

北部	00 鶴見区	10 神奈川区	80 港北区	81 緑区	82 青葉区	83 都筑区
西部	20 西区	50 保土ヶ谷区	51 旭区	90 戸塚区	88 泉区	91 瀬谷区
南部	30 中区	40 南区	41 港南区	60 磯子区	70 金沢区	89 栄区

市外	100 県内	101 県外	102 不明
----	--------	--------	--------

別表2 (来院方法)

夜間輪番	救急医療センターから紹介	01 救急医療センターから紹介	02 他の医療機関から紹介	03 横浜市情報センターから紹介	04 その他	05 救急医療センターから紹介	06 他の医療機関から紹介	07 横浜市情報センターから紹介	08 その他
休日輪番	11 休日急患診療所から紹介	12 他の医療機関から紹介	13 横浜市情報センターから紹介	14 その他	15 休日急患診療所から紹介	16 他の医療機関から紹介	17 横浜市情報センターから紹介	18 その他	他

夜間小児科疾患別患者分類

年 月 日 実施分

来院時間	性別	年齢	病院名											来院方法	行政区別	備考																							
			呼吸器疾患		消化器疾患		循環器疾患		神経系疾患		伝染性疾患		内科-疾患																										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33				
：	男・女		かぜ症候群	扁桃炎	肺炎	その他の	乳児下痢症	胃腸炎	周期性嘔吐症	腸重積症	虫垂炎	その他の	先天性心疾患	心不全	起立性調節障害	その他の	熱性けいれん	てんかん	髄膜炎	その他の	新生児仮病、乳児後発性疾患、その他の	気管支喘息	麻疹	水痘	風疹	下咽頭炎	その他の	腎臓病、泌尿器疾患、その他の	断不	不明	死	送	死亡	1 軽傷欄「送」のときは、送り先及び病名記入 2 中毒の場合は、食・薬物・アルコールの別、自殺か否かを記入					
：	男・女																					婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入		婦・入	婦・入	婦・入		
：	男・女																					婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入		婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	
：	男・女																					婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入		婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	
：	男・女																					婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入		婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入
：	男・女																					婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入		婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入
：	男・女																					婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入		婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入
：	男・女																					婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入		婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入
：	男・女																					婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入		婦・入	婦・入	婦・入	婦・入	婦・入

注意 1 疾患別患者分類は、救急受診するに至った主症状をもとに分類してください。
 2 年齢及び備考欄以外、該当欄に○印をつけてください。
 3 来院時間は、次の記入例に従ってください。(例：午前10時40分は 10:40, 午後7時15分は 19:15, 深夜12時30分は0:30と記入してください。)
 4 行政区別及び来院方法は別表1・2に従い、番号を記入してください。

別表1 (行政区別)

北部	00 鶴見区	10 神奈川区	80 港北区	81 緑区	82 青葉区	83 都筑区
西部	20 西区	50 保土ヶ谷区	51 旭区	90 戸塚区	88 泉区	91 瀬谷区
南部	30 中区	40 南区	41 港南区	60 磯子区	70 金沢区	89 栄区

市外	100 県外	101 県内	102 不明
----	--------	--------	--------

別表2 (来院方法)

夜間輪番	01 救急医療センター紹介	02 他医療機関紹介	03 横浜市情報センター紹介	04 その他
休日輪番	11 休日急患診療所紹介	12 他医療機関紹介	13 横浜市情報センター紹介	14 その他
			06 他医療機関紹介	07 横浜市情報センター紹介
			15 休日急患診療所紹介	16 他医療機関紹介
			17 横浜市情報センター紹介	18 その他

夜間急性心疾患患者分類

来院時間	性別	年齢	疾患別分類									経過等	転帰 帰 = 帰院 入 = 入院 送 = 移送 死 = 死亡	来院方法	備考 転帰欄「送」の場合は、送り先及び病名記入「3」「6」についても病名記入	
			1 心筋梗塞	2 狭心症	3 その他の虚血性疾患	4 心不全	5 不整脈	6 その他の疾患	7 発症からの時間	8 主症状	9 主要な処置					
	男・女															
	男・女															
	男・女															
	男・女															
	男・女															

注意 1 発症別患者分類は、緊急受診するに至った主症状をもつて分類してください。

2 年齢及び備考欄以外は、該当欄に○印をつけてください。

3 来院時間は、次の記入例に従ってください。(例：午前10時40分は 10:40、昼の12時40分は 12:40、午後7時15分は 19:15、深夜12時30分は 0:30と記入してください。)

4 経過軽重(※7~9)は、別表1に従い、番号を記入してください。

5 行政区別及び来院方法は別表2・3に従い、番号を記入してください。

別表1

7 発症から受診までの時間	8 主症状	9 主要処置
1 30分以内	1 胸痛、胸内苦悶	1 O、投与
2 1時間以内	2 呼吸困難	2 薬物治療
3 2時間以内	3 意識障害	3 挿管人工呼吸
4 3時間以内	4 血圧上昇	4 心マッサージ
5 3時間以上	5 血圧下降	5 除細動
6 不詳	6 不整脈	6 ペースメーカー
7 その他	7 その他	7 PTCA, PTCR, IABP

別表2 (行政区別)

北部 00 鶴見区	10 神奈川区	80 港北区	81 緑区	82 青葉区	83 都筑区
西部 20 西区	90 保土ヶ谷区	51 旭区	90 戸塚区	88 泉区	91 瀬谷区
南部 30 中区	40 南区	41 港南区	60 磯子区	70 金沢区	89 栄区

別表3 (来院方法)

救急		その他	
夜間乗車	01 救急医療センターから紹介	02 他の医療機関から紹介	03 横浜市情報センターから紹介
休日乗車	11 休日急患診療所から紹介	12 他の医療機関から紹介	13 横浜市情報センターから紹介
		04 その他	05 救急医療センターから紹介
		06 他の医療機関から紹介	07 横浜市情報センターから紹介
		14 その他	15 休日急患診療所から紹介
		16 他の医療機関から紹介	17 横浜市情報センターから紹介
		08 その他	18 その他

市外	100 県	101 県	102 不	明
----	-------	-------	-------	---

横浜市病院群輪番制 当番日・当直実績

病院名：				
ブロック：	北部	西部	南部	当番日：平成 年 月 日()
当番日科目：	内科	小児科	外科	心疾患
記載者氏名等：所属：	氏名：			電話番号：

		輪番当番日の当直者氏名			当直者計
		常勤	非常勤	オンコール	
医 師	内科				人
	小児科				人
	外科				人
	心疾患				人
	麻酔				人
計①		人	人	人	人
看護師					人
検査技師					人
放射線技師					人
薬剤師					人
事務員					人
計②		人	人	人	人
合計①+②		人	人	人	人

当番日 確保 ベッド数	床
-------------------	---

当番日 患者数 ※()内は、 入院した患者 数で再掲。	内科	()
	小児科	()
	外科	()
	心疾患	()
	その他	()
	合計	()

夜間

二次応需病院事業年報

休日

年度分

(報告先)

横浜市 長

所在地
病院名
電話番号
記入担当者



1 輪番実施日

夜間

内・外	内・小 外	内・外 心	内・小 外・心	心	小	小・心	合 計
日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日

休日

内・外	内・小 外	内・外 心	内・小 外・心	心	小	小・心	合 計
日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日 日 日	日

2 診療科目別患者数

* () 内は入院した患者数で、再掲

夜間

内 科	小 児 科	外 科	急性心疾患	そ の 他	合 計
()	()	()	()	()	()

休日

内 科	小 児 科	外 科	急性心疾患	そ の 他	合 計
()	()	()	()	()	()

注意 1 記入担当者氏名は必ず記載してください。

2 「1 輪番実施日」は、次の例に従ってください。

例：ある月の10日に「内・小・外・心」、20日に「心」、30日に「心」を実施した場合は、「内・小・外・心」欄に10、「心」欄に20・30、合計欄には3と記入してください。

3 「2 診療科目別患者数」は、各科の「疾患別患者分類」の数と合致します。

例：「内科」5人のうち2人が入院した場合は、「内科」欄に5 (2) と記入してください。

横浜市病院群輪番制補助金 収支決算書(平成 年度)

病院名 _____
 代表者氏名 _____ 印
 (病院長)

横浜市病院群輪番制当番日に関する収支決算報告

区分	款項目	決算額	単位:円	備考																																			
収入	診療報酬			輪番日の患者実績(年間) 入院患者数は、外来患者数の内数。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>入院</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>外来</td> <td>人</td> </tr> </table>	入院	人	外来	人																															
	入院	人																																					
	外来	人																																					
	内訳	入院																																					
	外来																																						
	市補助金額(輪番制補助金)																																						
	計 ①																																						
支出	人件費(給与費) ②			給与費内訳 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">常勤</th> <th>非常勤</th> </tr> <tr> <th>給与</th> <th>手当</th> <th>手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医師</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>看護師</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>薬剤師</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査技師</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>放射線技師</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事務員等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>		常勤		非常勤	給与	手当	手当	医師				看護師				薬剤師				検査技師				放射線技師				事務員等				合計	A	B	C
		常勤				非常勤																																	
		給与	手当		手当																																		
	医師																																						
	看護師																																						
	薬剤師																																						
	検査技師																																						
	放射線技師																																						
	事務員等																																						
	合計	A	B		C																																		
	<診療体制確保費>	給与	常勤 A																																				
	内訳	手当	常勤 B																																				
		非常勤 C																																					
	医療材料費(消耗品費)等 ③																																						
内訳	薬剤費																																						
	医療材料費(薬剤費以外)																																						
	検査経費																																						
	管理費等 ④																																						
内訳	賠償責任保険料(医師・看護師)																																						
	当直給食費																																						
	その他費用(上記以外の救急経費)																																						
	計 ⑤ = (② + ③ + ④)																																						
収支状況	① - ⑤																																						

決算集計の考え方

診療報酬 輪番当番日の外来患者は、その全部の診療報酬(一部本人負担も含む。)を集計してください。
 輪番当番日の入院患者の入院診療報酬を集計できない場合は、病院の診療科目ごとの患者1日当たり平均入院報酬から輪番入院患者数に応じて集計してください。

$$\text{患者1日当たり平均入院診療報酬} \times \text{輪番入院患者数}$$

市補助金額 補助金支払額については、年度終了後(4月中旬)に横浜市から連絡します。

人件費 輪番実施に伴う、人員体制確保に関する給与、手当を集計してください。
 常勤職員の場合は、職種ごとの当直1回当たりの単価から実施人数等で集計してください。
 常勤職員の給与は、年間給与を年間日数(365日・回)で割り、1回当たりの当直費を積算し、実施回数をかけて集計してください。
 非常勤職員の場合は、該当者の @当直1回当たり単価 × 輪番実施回数 を集計してください。
 手当を支給し実施している場合は、当直等の @1回当たり手当 × 輪番実施回数として集計してください。

$$\text{当直1回当たり経費} \times \text{輪番実施回数}$$

材料費等 輪番日の救急患者に対する処置分の材料費等が集計できる場合は、その経費を集計してください。(輪番日のみの経費が集計できない場合は、年度の総患者に対する処置材料経費から、輪番実施した時間按分により集計してください。)

時間按分は、輪番夜間は13時間、休日昼間は7時間とします。

当直給食費 輪番実施に伴う当直実施に伴う給食経費を集計してください。(輪番時間按分で集計してください。)

その他管理費 光熱水費、通信経費等を集計してください。(輪番時間按分で集計してください。)
 医療器具修繕及び医療資機材等の経費を集計してください。(輪番時間按分で集計してください。)
 救急受付業務等の委託経費などは、その他の経費として輪番実施回数按分で集計してください。

文書番号
年 月 日

(申請者) 様

横浜市 長

横浜市病院群輪番制運営費補助金額確定通知書

この補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

1 事業名
横浜市病院群輪番制事業

2 補助金額
_____ 円

担 当
連絡先

平成20年6月16日

健康福祉局作成

医療機関整備資金貸付事業について

1 事業目的

医療機関整備資金貸付事業は、公的医療機関等を除く、概ね300床未満の中小病院等を対象に、施設の増改築等に必要な資金を低利又は無利子で融資することにより、市内に不足する医療機能の整備を促進し、地域医療の充実を図ることを目的として、平成3年度から事業を実施しています。

2 融資事業の種類

(1) 事業の種別

- ア 横浜市病院整備資金融資事業（平成3年度事業開始）
- イ 横浜市診療所整備資金融資事業（平成3年度事業開始）
- ウ 横浜市助産所整備資金融資事業（平成20年度事業開始）

(2) 貸付金の種類

- ア 療養病床、回復期リハビリテーション病床、及び産科病床整備資金
- イ 災害・防災設備整備資金
- ウ 地震対策補強工事等資金
- エ 新築・増改築資金
- オ 医療機器購入資金
- カ 院内保育所整備資金

(3) 取扱金融機関

神奈川県医師信用組合、横浜信用金庫

3 病院整備資金融資事業実施方法

(1) 平成14年度以前

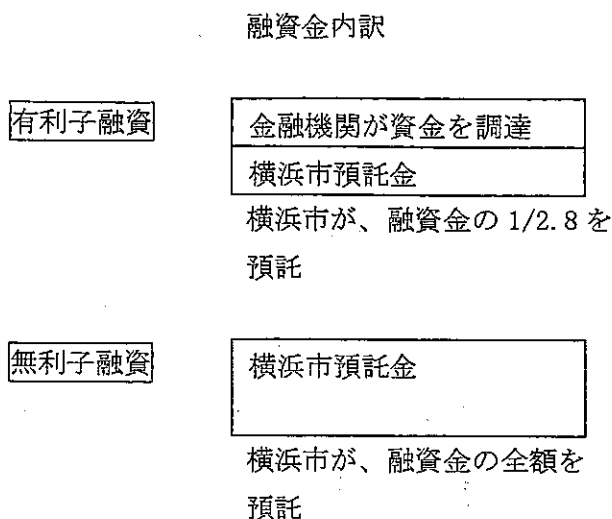
病院協会が、本市から融資資金の貸付を受け、その貸付金を金融機関に預託して、事業を実施。

(2) 平成15年度以降

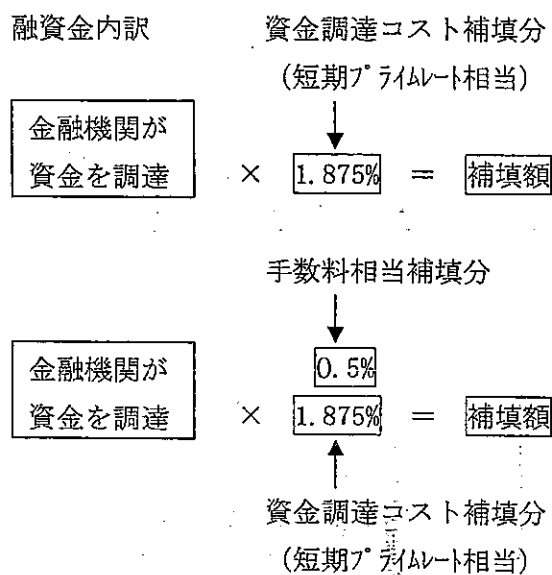
金融機関が融資に必要な資金を調達し病院に対し融資を行い、本市は、金融機関が資金を調達するために必要なコストを金融機関に対し、補助しています。

ただし、14年度以前の融資分については、引き続き、預託方式となっていますが、17年度以降は、本市が金融機関に、直接預託を行う方式に変更しました。

14年度以前の事業実施方法



15年度以降の事業実施方法



4 融資決定方法等

(1) 平成14年度以前

病院が病院協会に申請し、病院協会、横浜市、金融機関の代表者を構成委員とする審査会で融資を決定。横浜市から病院協会に貸付金を交付し、その貸付金を病院協会が金融機関に預託。

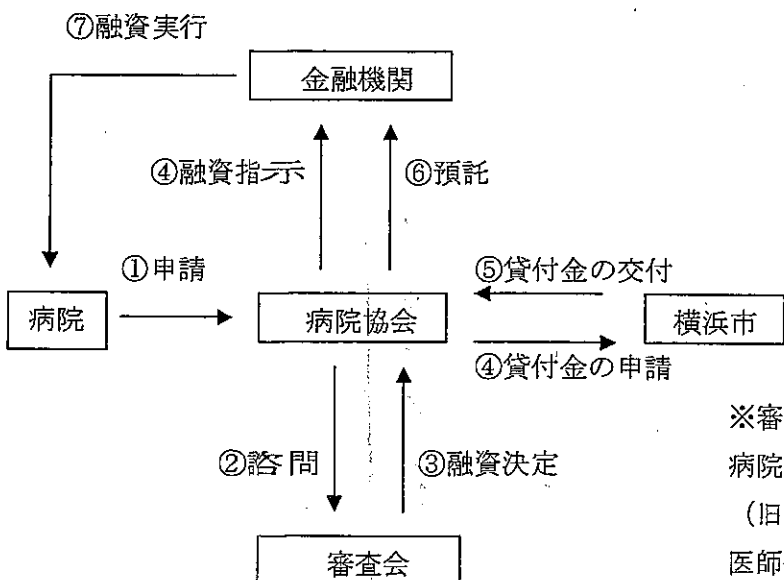
(2) 平成15年度から17年度まで

病院が病院協会に申請し、病院協会、横浜市、金融機関の代表者を構成委員とする審査会で融資を決定。横浜市が、金融機関の資金調達コストの補助。

(3) 平成18年度以降

病院が病院協会に申請し、病院協会が審査をした結果を横浜市に報告。横浜市が認定を決定して、認定書を交付。横浜市が、金融機関の資金調達コストの補助。

14年度以前の融資決定方法 (預託金方式)

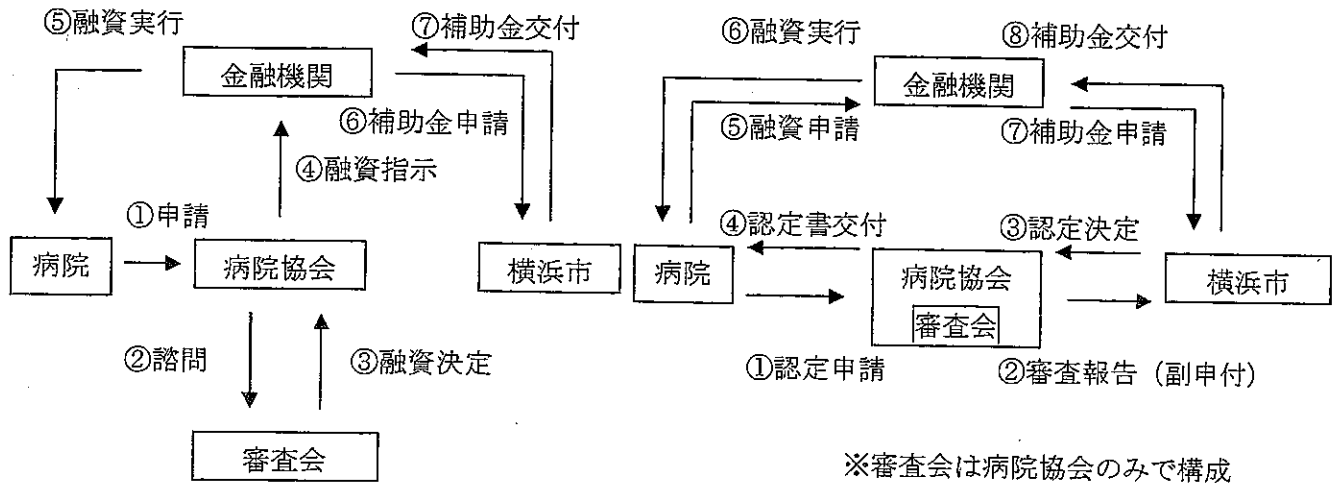


※審査会の委員 (平成14年4月1日要綱)
 病院協会会長、副会長 (1名)、理事 (3名)
 (旧) 衛生局医療対策部長、地域医療課長
 医師信用組合常務理事 (1名)

15年度から17年度までの融資決定方法
(補助金方式)

18年度以降の融資決定方法

事務事業について、病院協会の事務費の一部についての補助方式から、病院協会に、制度の広報、申請受付等の事務を委託する方法に変更しました。



※審査会の委員 (平成 17 年 4 月 1 日要綱)
 病院協会会長、副会長 (1 名)、担当理事 (3 名)
 (旧) 衛生局地域医療政策部長、医療政策課長
 取扱金融機関の役員 (1 名)

5 政策を反映した医療機能への誘導

少子高齢化などの社会情勢の変化の中にあって、医療を取り巻く環境も、大きく変化しています。従来からの事業目的である地域医療の確保、充実に加えて、政策的に整備を進める必要がある医療機能 (例えば、療養病床、回復期リハビリテーション病床や産科病床など) の整備を進めるために、本事業を活用してまいります。

6 その他整備事業の改善

平成 18 年度以降、融資事業の完了後に、完了届の提出を催告し、市職員と病院協会職員が現地調査をすることによって、事業が適正に行われていることを確認することとしています。

また、過去に資金を借り入れた医療機関に対して、施設等の使用状況を、調査、確認していきます。

医療機関整備資金貸付事業の推移

◇趣旨 中小病院の施設整備事業等に必要な資金調達の円滑化を図ることにより、市内に不足する医療機能の整備等を促進し、地域医療の充実を図ることを目的とする。

◇事業の推移

年度	内 容	備 考
3	貸付事業の開始 ◇融資対象 ①新築・増改築 ②医療機器購入 ③宿舍等整備(※) ④災害・防災設備整備(※)	(※)は無利子融資
7	◇融資対象<追加> 地震対策補強工事等(※)の融資追加	←阪神・淡路大震災
9	◇1病院あたりの限度額を設定 (リスク回避、安全性の向上) ◇完了検査<改善> (6月) 病院協会の完了検査を義務化 現地検査・種類検査の規定 完了検査後の協会から市への報告を義務化 (適正な事務事業執行の確保)	← (事業開始時) 完了届を協会に提出
11	◇融資対象<追加> 「療養型病床群整備」の融資追加	→14年度～無利子に変更
15	◇預託金方式から資金調達コスト補助方式に変更 (市の予算執行上の改善として変更←監査指摘)	
16	◇取扱金融機関<追加> 横浜信用金庫 (事業の普及、競争性の確保)	← (事業開始時) 神奈川県医師信用組合のみ
17	◇既存の預託方式を市から直接金融機関に預託することに変更	← (事業開始時) 市から協会へ貸付、協会から金融機関に預託
18	◇融資対象<廃止・限定・追加> 宿舍等整備の融資廃止 (4月～) アスベスト対策工事の融資追加 (18年度限定) 「回復期リハビリテーション病床整備」(※)の融資追加 (市内に不足する医療機能への誘導) ◇補助から委託事業へ変更 市の責任の明確化、審査方式の改善 ◇審査・償還<変更> 協会の審査結果を受けて、市が融資認定する。 繰上償還は市長の指示による。 ◇完了検査<改善> 市長へ完了届を提出する。 現地調査の実施	11年度の「療養型病床群整備」 ((※)は14年度～)を18年度 から「療養病床整備」(※)に変更 ← (事業開始時) 病院協会へ補助 ← (事業開始時) 審査会で融資を決定、繰上償 還は協会の指示による。
19	◇融資対象<廃止> 歯科診療所の廃止 (4月～)	
20	◇融資対象<変更> 「産科病床整備」(※)の融資追加 「院内保育所整備」の融資追加 「助産所」の融資追加 (産科医療への迅速な対応、緊急産科総合対策の一環実施)	

横浜市病院整備資金融資事業実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人横浜市病院協会（以下「病院協会」という。）が横浜市（以下「市」という。）から補助を受けて行う横浜市病院整備資金融資事業（以下「融資事業」という。）の事業内容及び病院への融資を行う際の必要な事項を定めるものとする。

(融資事業の種類)

第2条 病院協会が地域医療の確保・充実を図るために行う融資事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医療の専門化・高度化への対応や患者サービスの向上を図るための施設の整備事業
- (2) 療養病床の整備事業
- (3) 看護師等の確保・定着のための宿舎等の整備事業
- (4) 患者の安全対策のための災害・防災設備の整備事業
- (5) 地震発生時に病院機能を確保するための建物補強工事等事業

(融資の方法)

第3条 融資事業の実施方法は、取扱金融機関の自己資金により、医療機関に融資を行う。

(融資業務への補助)

第3条の2 市は、前条の規定により、取扱金融機関が融資を実行するための資金を調達するうえで必要とする経費等を取扱金融機関に対し補助する。

2 前項の規定による補助は、融資案件が翌年度以降融資残高分（平成14年度末以前の療養病床整備以外の融資残高分は除く。）として残った場合にも適用とする。

3 補助金額及び手続きについては別に定める。

(平成14年度以前の融資の残高分)

第4条 第3条の規定にかかわらず、平成14年度以前の融資分については、第19条の規定により取扱金融機関が市から受けた預託金を、別に定める基準によって融資残高分に充当する。

(取扱金融機関の義務)

第5条 取扱金融機関は、病院協会から融資の指示があったものについて、速やかに融資を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、融資実行後速やかに返済予定表を添付のうえ、融資実行報告書を病院協会に提出するとともに、毎月償還状況報告書を提出しなければならない。

3 取扱金融機関は、病院協会が必要なときは、融資状況の報告を行わなければならない。

第2章 融資事業内容及び手続き等

(融資の対象施設及び資金)

第6条 融資の対象施設は、公的病院（国公立、及びこれに準じる医療施設をいう。）を除き、市内に開設する中小病院（おおむね300床未満）とする。

2 前項に規定する施設に対して次に掲げる資金について融資を行う。

- (1) 病院の新築・増改築資金
- (2) 療養病床の整備資金
- (3) 医療機器の購入資金
- (4) 看護宿舎等の整備資金
- (5) 災害・防災設備の整備資金
- (6) 地震対策補強工事等資金

3 前2項に規定する融資の対象施設及び資金の細部基準については、別に定める。

(融資条件)

第7条 融資は、別表に掲げる融資条件により行う。

2 融資の対象施設は、別表に掲げる各資金ごとの融資限度額を越えてその資金の融資を受けることができない。

(融資の申込)

第8条 融資を受けようとするものは、別に定める書類を添付して、次の申込書類を病院協会に提出しなければならない。

- (1) 医療機関整備資金借入申込書
- (2) 借入事業計画書

(審査)

第9条 病院協会は、前条の申込を受けたときは、書類調査及び必要に応じて実地調査を行い、第14条の規定により設置された横浜市病院事業整備資金融資審査会に融資の適否を諮る。

(融資の指示)

第10条 病院協会は、前条の審査で適当と認められたものについて、融資指示書により取扱金融機関に融資の指示を行う。

(完了検査)

第11条 病院協会は、融資対象事業の完了後、対象施設が完了届を提出した後、速やかに完了検査を行わなければならない。

2 完了検査は、融資対象事業の実地検査及び別に定める書類等の確認をもって行う。

3 病院協会は、完了検査終了後速やかに、別に定める融資対象事業完了検査報告書に必要な書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(借受者の義務)

第12条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 救急医療に対する積極的な協力、及び横浜市が病院協会・医師会・歯科医師会等と共同して行う保健医療業務や地域医療業務や地域医療推進への協力をすること。
- (2) 融資対象事業完了後、完了届を速やかに提出し、病院協会の完了検査を受けること。また、毎年度末に有し対象施設の現況報告を病院協会に提出すること。

- (3) 借受者の名称、所在地、代表者名、その他の届出事項に変更があった場合、変更届を速やかに病院協会に提出すること。
- (4) 借受者及び連帯保証人は、病院協会が必要と認められる調査、検査、又は指示に従うとともに、現況の報告を求められるときは速やかに応ずること。

(繰上償還)

第13条 借入金の繰上償還は、原則として認める。

2 病院協会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を借受者及び取り扱い金融機関に指示する。

- (1) 融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資を受けた資金を第6条に規定する用途以外に使用したとき。
- (3) 融資対象施設を撤去又は譲渡したとき、並びに使用目的を変更したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

第3章 審査会

(審査会の設置)

第14条 病院協会は、融資の申込に対して申込者の資格、対象事業の実施計画及びその他融資に関する審査を行うため、横浜市病院整備金融融資審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第15条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 横浜市病院協会会長
- (2) 横浜市病院協会副会長（1名）
- (3) 横浜市病院協会担当理事（3名）
- (4) 横浜市衛生局地域医療政策部長
- (5) 横浜市衛生局地域医療政策部医療政策課長
- (6) 取扱金融機関の役員

2 前項第6号の委員は、自らの融資の対象となる融資案件についてのみ、委員とすることができる。

3 審査会は必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長等)

第16条 審査会を運営するために、委員長を置く。

2 委員長を補佐するため、委員長の指名に基づき副委員長を置く。

(開催及び決議)

第17条 審査会の開催は、委員長が行う。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、決することができない。

3 議事は、出席委員全員の同意をもって決する。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、病院協会において処理する。

第4章 取扱金融機関に対する預託等

(預託金の目的)

第19条 第4条の規定による預託金は、平成14年度以前の融資に係る融資残高について必要な額とする。

2 取扱金融機関は、預託金の全額を融資事業に充当しなくてはならない。

(預託金の限度額及び条件)

第20条 前条の預託金の限度額及び預託条件は次のとおりとする。

預託金名	限度額	預託条件		
		利率	期間	償還方法
医療機関整備資金預託金	平成14年度末以前の融資に係る融資残高について必要な額	無利子	年度当初から年度末までとする。	預託年度の年度末に一括償還する。

(預託金の申請)

第21条 取扱金融機関は、預託金の交付を受けようとするときは、別に定める医療機関整備資金預託金交付申請書に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(預託金の交付)

第22条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは別に定める預託契約の締結により、預託金を交付するものとする。

(預託金の期限前償還)

第23条 市長は、取扱金融機関が次の各号のいずれかに該当したときは、第20条の規定にかかわらず償還期日前に取扱金融機関に対して、預託金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により預託金の交付を受けたとき。
- (2) 預託金を第19条に規定する目的以外に使用したとき。
- (3) 市が行う指導監督に従わないとき。

(違約金等)

第24条 市長は、取扱金融機関が償還期日までに預託金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還のあった日までの日数に応じ、償還すべき金額につき年8.25%の割合で計算した遅延損害金を請求することができる。

2 市長は、前条の規定により預託金の期限前償還を請求するときは、預託金を預託した

日から償還のあった日までの日数に応じ、償還すべき金額につき年10.0%の割合で計算した違約金を請求することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が真にやむを得ない理由があると認めたときは、遅延損害金及び違約金は徴収しないことができる。

(調査、監査、指導等)

第25条 市長は、必要があると認めるときには随時に預託金の状況に関して取扱金融機関に必要な報告及び資料の提出を求めることができ、また、職員をして実地に調査及び監査させるとともに、必要に応じて指導させることができる。

第5章 病院協会に対する補助等

(事業の実施状況及び事業実績の報告)

第26条 病院協会は、毎月の融資事業の実施状況について、翌月の10日までに別に定める融資事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(融資業務への補助)

第27条 市は、病院協会が融資業務を行ったうえで必要とする管理・運営経費を補助する。

(融資事業の経理)

第28条 病院協会は、融資事業の経理について、他の事業の経理と区分しなければならない。

2 病院協会は、融資事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

(調査、監査、指導等)

第29条 市長は、必要があると認めるときには随時に融資事業の経理に関して病院協会に必要な報告及び資料の提出を求めることができ、また、職員をして実地に調査及び監査させるとともに、必要に応じて指導させることができる。

第6章 その他

(融資事務の一部委任)

第30条 病院協会は、融資事務の一部を別に定める規定により取扱金融機関に委任することができる。

(雑則)

第31条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成3年11月29日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成5年11月22日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年1月13日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表

	病 院						
	新築・増 改築資金	医療機器 購入資金	療養病床 整備資金	宿舍等整 備資金	災害防災 設備	地震対策補強工事等 資金	
						建物補強 工事	自家発電 装置
融 資 限度額	1 病院 につき 10,000 万円	1 病院 につき 5,000 万円	1 病院 につき 20,000 万円	1 病院 につき 5,000 万円	1 病院 につき 5,000 万円	1 病院 につき 10,000 万円	1 病院 につき 5,000 万円
融資 利率	年1.7% 以内	年1.7% 以内	無利子	無利子	無利子	無利子	無利子
融資 割合	事業費の 80%以内	事業費の 80%以内	事業費の 80%以内	事業費の 80%以内	事業費の 80%以内	事業費の 80%以内	事業費の 80%以内
融資 期間	20年 以内	10年 以内	20年 以内	20年 以内	10年 以内	20年 以内	10年 以内
据置 期間	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内	1 年以内
連 帯 保証人	原則2人 以上	原則 2 人 以上	原則2人 以上	原則2人 以上	原則2人 以上	原則2人 以上	原則2人 以上
担 保	原則抵当 権設定。 但し、 第一順位 担保権を 条件と しない。	原則抵当 権設定。 但し、 第一順位 担保権を 条件と しない。	原則抵当 権設定。 但し、 第一順位 担保権を 条件と しない。	原則抵当 権設定。 但し、 第一順位 担保権を 条件と しない。	原則抵当 権設定。 但し、 第一順位 担保権を 条件と しない。	原則抵当 権設定。 但し、 第一順位 担保権を 条件と しない。	原則抵当 権設定。 但し、 第一順位 担保権を 条件と しない。

横浜市医療機関（病院）整備資金借入金申込書

平成 年 月 日

社団法人 横浜市病院協会長 様

所在地

名 称

印

代表者

設立年月日

年

月

日

電話番号

下記のとおり、借入を申込みいたします。

	新築・増 改築資金	療養病床 整備資金	医療機器 購入資金	宿舎等 整備資金	災害防災 設備	地震対策補強工事等 資 建物補強 工事	金 自家発電 装置	
借入申 込総額 万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
償還期 間 (据置 期間)	年 か月 (据置 年 か月)	年 か月 (据置 年 か月)	年 か月 (据置 年 か月)	年 か月 (据置 年 か月)	年 か月 (据置 年 か月)	年 か月 (据置 年 か月)	年 か月 (据置 年 か月)	
整備 する 施設	所在地							
	施設の名称							
	開設者							
	管理者					医籍登録番号		
	診療科目	(現行)						
		(施設整備後)						
	許可病床 現状	一般 床	精神 床	結核 床				
整備後	床	床	床					

従事者	医師（歯科医師を含め）		看護師（准看・助手を含め）		その他	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
	現行	人	人	人	人	人
整備後	人	人	人	人	人	人

連 帯 保 証 人	氏名	年齢	住所	職業	申込者との関係
	印				
	印				
	印				

担 保 物	所在地	面積	所有者名	備考
	土	m ²		
	地	m ²		
		m ²		
	建 物	m ²		
		m ²		
		m ²		

診療報酬振込状況	社保振込先	平均振込月額	千円
	国保振込先	平均振込月額	千円

借入事業計画書

借入対象事業	1 新築・増改築事業									
	工事の種類		新築 ・ 増改築 ・ 建物購入			構造	耐火 ・ 簡易耐火			
	階数	地上 地下	階 階	敷地 面積	m ²		建築延 床面積	m ²		
	工事期間		年 月 日～ 年 月 日			建築予定総額		円		
	2 療養病床整備資金									
	整備の種類		完全型 ・ 移行型		整備手法	新築 ・ 改築 ・ 増築				
	病床数		床		対象延床面積		m ²			
	整備期間		年 月 日～ 年 月 日			整備予定総額		円		
	3 医療機器購入事業									
	機 器 名			設置場所						
	購入予定年月日		年 月 日		購入金額					
	4 宿舍等整備事業									
	対象施設		看護師宿舎 ・ 保育施設 ・ その他 ()							
	整備手法		新築 ・ 改築 ・ 建物購入			定員	人			
	建物(購入)場所			建築(購入)金額			円			
	5 災害・防災設備事業									
	設備名		設置場所							
	工事期間		年 月 日～ 年 月 日			設備費総額		円		
	6 地震対策補強工事 (建物補強工事)									
	耐震調査月日		年 月 日	建築年次	年 月	建築延床面積		m ²		
	階数	階	敷地面積		m ²		補強延床面積		m ²	
	工事期間		年 月 日～ 年 月 日			工事費総額		円		
	7 地震対策補強事業 (自家発電装置設置)									
	設置の区分		新設・更新・増強		能力	KW	設置場所			
工事期間		年 月 日～ 年 月 日			工事費総額		円			

資 金 計 画	区分		費用総額	本制度借入金	その他借入金	自己資金	
	新築・増改築資金		円	万円	円	円	
	療養病床整備資金		円	万円	円	円	
	医療機器購入資金		円	万円	円	円	
	宿舍等整備資金		円	万円	円	円	
	災害等設備整備資金		円	万円	円	円	
	地震対策補強工事等資金	建物補強	円	万円	円	円	
		自家発電	円	万円	円	円	
	本制度以外の借入金	借入先	借入金額	借入年月日	借入条件		
					償還期間	利率	償還方法
自己資金調達方法		保有現金預金	千円	不動産売却	千円		
		有価証券処分	千円	その他()	千円		
収 支 状 況	患者状況		実績(年月～年月)		施設整備後(見込)		
		1日平均	入院	人	人		
		取扱患者	外来	人	人		
	収入		実績(年月～年月)		施設整備後(見込)		
		入院患者収入					
		外来患者収入					
		診療外収入計					
	支出		実績(年月～年月)		施設整備後(見込)		
		診療経費					
		診療外経費	支払利息				
その他							
	計						

借入事業完了届

平成 年 月 日

社団法人 横浜市病院協会長 様

所在地 _____

名 称 _____ 印

代表者 _____

設立年月日 年 月 日

電話番号

さきに、横浜市医療機関（病院）整備資金の融資を受けた
金について、次のとおり完了しましたので、融資金を支払先に支払ったことを証
する書類（領収書の写等）及び施設等の写真を添付してお届けします。 資

借入資金の種類			
整備場所			
完了年月日	年 月 日		
支払 状 況	施設の名称		支払先
	支払金額 (融資金額) (千円 千円)	支払年月日 年 月 日

- 添付書類 (1)領収書の写
(2)写真
(3)

(様式-4)

融資対象施設現況報告書

平成 年 月 日

社団法人 横浜市病院協会長 様

所在地

名称

印

代表者

設立年月日 年 月 日

電話番号

さきに、横浜市医療機関（病院）整備資金の融資を受けた施設の現在の状況について、次のとおり報告します。

融資対象施設			
融資金額	万円	返済終了日	年 月
融 資 施 設 の 現 況	利用の有無	有 ・ 無 ※利用のない場合,その理由	
	利用状況	※利用件数等を具体的に記入して下さい。	
	現在の問題点		

(様式-5)

変 更 届

平成 年 月 日

社団法人 横浜市病院協会長 様

所在地

名 称

印

代表者

設立年月日

年

月

日

電話番号

このたび、次のとおり届出事項を変更しましたので、関係書類を添えてお届けいたします。

1 変更事項 (具体的に)

変更前

変更後

2 変更年月日 年 月 日

3 変更理由

(様式-6)

融資対象事業完了検査報告書

平成 年 月 日

社団法人 横浜市病院協会長 様

社団法人 横浜市病院協会
担当

印

平成 年 月 日付けの融資につき、その対象事業の完了検査結果は次のとおりです。

融資金の種類			
融資対象施設			
借入者名		住所	
施設完成年月日	年 月 日	検査月日	年 月 日
完了監査結果			
備 考			

(様式-7)

横浜市医療機関整備資金預託金交付申請書

平成 年 月 日

横浜市長
中 田 宏 様

取扱金融機関名
代表者名

印

横浜市病院整備資金融資事業実施要綱に定める融資事業を実施するため、実施要綱第21条に基づき、平成 年度の預託金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請いたします。

1 預託金交付申請額 円

(内訳)

- | | |
|-----------------|---|
| ○一般整備資金 | 円 |
| ○療養病床整備資金 | 円 |
| ○宿舍等、災害防災設備整備資金 | 円 |
| ○地震対策補強工事資金 | 円 |

2 添付書類

- (1) 融資事業計画書
- (2)

(様式-8)

融資事業実施状況報告書

平成 年 月 日

横浜市長
中 田 宏 様

社団法人 横浜市病院協会
会長 印

横浜市医療機関（病院）整備資金融資事業につき、平成 年 月分の融資
状況の報告をいたします。

区 分	件 数	金 額
当月中申込	件	万円
今年度当月末申込累計	件	万円
当月中融資指示	件	万円
今年度当月末融資指示累計	件	万円
当月中融資実績	件	万円
今年度当月末融資実績累計	件	万円
【内訳】		
1 新築・増改築資金	件	万円
2 療養病床整備資金	件	万円
3 医療機器購入資金	件	万円
4 宿舍等整備資金	件	万円
5 災害・防災整備資金	件	万円
6 地震対策（建物補強）	件	万円
7 地震対策（自家発電）	件	万円
当月中返済額	件	円
当月中融資残高	件	円
【内訳】		
1 一般整備資金	件	円
2 宿舍等災害防災資金	件	円
3 地震対策補強工事資金	件	円
(当月中貸付金の融資残高)		(円)
【内訳】		
1 一般整備資金		(円)
2 宿舍等災害防災資金		(円)
3 地震対策補強工事資金		(円)

(様式-9)

横浜市医療機関整備資金融資事業
実績報告書 (平成 年度分)

平成 年 月 日

横浜市長
中 田 宏 様

社団法人 横浜市病院協会
会長 印

横浜市医療機関(病院)整備資金融資事業の平成 年度の事業実績について、次のとおり報告します

1 融資実績

区 分	今年度融資実績		今年度末融資実績累計		今年度末融資残高 (貸付金残高)	
	件 数	実 績	件 数	実 績	件 数	実 績
・一般整備資金 【内訳】 ①新築・増改築資金 ②療養病床整備資金 ③医療機器購入資金	件	万円	件	万円	件	円
	件	万円	件	万円	件	貸付(預託)金 残高 (円)
	件	万円	件	万円	件	
	件	万円	件	万円	件	
・ 宿舎等災害防災 設備整備資金 【内訳】 ①宿舎等整備資金 ②災害・防災整備 資金	件	万円	件	万円	件	円
	件	万円	件	万円	件	貸付(預託)金 残高 (円)
	件	万円	件	万円	件	
・地震対策補強工事 等資金 【内訳】 ①建物補強工事資金 ②自家発電装置設置 資金	件	万円	件	万円	件	円
	件	万円	件	万円	件	貸付(預託)金 残高 (円)
	件	万円	件	万円	件	
総 計	件	万円	件	万円	件	円 貸付(預託)金 残高 (円)

(様式-10)

融 資 指 示 書

平成 年 月 日

神奈川県医師信用組合
理事長 川 口 良 平 様

社団法人横浜市病院協会
会長 印

次の申込者については、審査の結果、横浜市医療機関（病院）整備資金の融資対象者として認められますので、融資を指示します。

融資資金の種類		新築増改築 ・ 医療機器購入 ・ 宿舍等整備 災害防災設備整備 ・ 地震対策補強工事等 の資金			
申込者	所在地				
	名称			代表者	
	担当者		役職	電話	
融資条件	融資金額	万円			
	融資利率	年 % ・ 無利子			
	融資期間	か月の据置を含め、 年とする。			
	返済方法				
	連帯保証人及び担保				

※融資実行後、別添の「融資実行報告書」に必要事項を記入のうえ、
までに送付してください。
なお、返済予定表を一部添付してください。

送付先：社団法人横浜市病院協会

(様式-11)

平成 年 月 日

繰上償還指示書

神奈川県医師信用組合
理事長 川口 良平 様

社団法人横浜市病院協会
会長

印

次の借入者については、横浜市病院整備資金融資事業実施要綱第13条第2項に該当する事実が認められますので、融資金の繰上償還を指示します。

借入者	所在地			
	名称			
	代表者		電話	
融資金の種類			融資金額	円
繰上償還金額		円	繰上償還実行月日	月 日
繰上償還の理由				
法的根拠				
備考				

(様式-12)

平成 年 月 日

融 資 実 行 報 告 書

社団法人横浜市病院協会
会長

神奈川県医師信用組合
理事長

印

横浜市病院整備資金の融資指示書(平成 年 月 日第 号)に基づき、次のとおり融資を実行いたしますので報告します。

融資資金の種類		新築増改築 ・ 医療機器購入 ・ 宿舍等整備 災害防災設備整備 ・ 地震対策補強工事等 の資金		
申込者	所在地			
	名称			
	代表者			
融資条件	融資金額	万円	利率	年 % ・ 無利子 (万)(万)
	融資実行日	年 月 日	口座 番号	(金融機関) 普通・当座 No.
	融資期間	年 月 日～ 年 月 日		
	返済方法	年 月 日を第1回とし、 円を支払い その翌月以降、最終月まで 円を支払う。		

注 この報告書は、融資実行後、10日以内に送付してください。
また、返済予定表を添付してください。

(様式-13)

平成 年 月 日

融資資金の繰上償還実施報告書

社団法人横浜市病院協会
会長

神奈川県医師信用組合
理事長

印

横浜市病院整備資金の融資資金に関する繰上償還指示書（平成 年 月 日第 号）に基づき、次のとおり繰上償還を実行しましたので報告します。

融資資金の種類		新築増改築 ・ 医療機器購入 ・ 宿舍等整備 災害防災設備整備 ・ 地震対策補強工事等 の資金	
借 入 者	所在地		
	名称		
	代表者		
融 資 額	万円	繰上償還額	万円
受 領 月 日	年 月 日	違 約 金	円
備 考			

(様式-14)

平成 年 月 日

償 還 状 況 報 告 書

社団法人横浜市病院協会
会長

神奈川県医師信用組合
理事長

印

横浜市病院整備資金融資事業の 月分償還状況について、次のとおり報告します。

1 償還状況

(1) 一般整備資金

項 目	件 数	金 額
前月末融資残高	件	円
当月中融資実績	件	円
当月返済額	件	円
当月末融資残高	件	円 (貸付金残高 円)

(2) 宿舍等災害防災設備資金

項 目	件 数	金 額
前月末融資残高	件	円
当月中融資実績	件	円
当月返済額	件	円
当月末融資残高	件	円 (貸付金残高 円)

(3) 地震対策補強工事等資金

項 目	件 数	金 額
前月末融資残高	件	円
当月中融資実績	件	円
当月返済額	件	円
当月末融資残高	件	円 (貸付金残高 円)

2 当月中の償還状況

返済日	借受者	返済額	融資実行日	融資額
		円		円

3 当月中の滞納,繰上償還の状況

(様式-15)

平成 年 月 日

融資対象事業完了検査報告書

横浜市長
中 田 宏 様

社団法人横浜市病院協会
会長

印

さきに、横浜市医療機関整備資金の融資を受けました、病院について、次のとおり完了検査を実施しましたので、必要な書類等を添付して報告します。

融資資金の種類		
融資対象病院	病院名	
	所在地	
	開設者	
融資対象事業完了年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
検査の状況	適 ・ 不適	
	(検査項目・実施状況等)	
添付書類等		

横浜市病院整備資金融資事業実施要綱

制定 平成 18 年 7 月 19 日 (局長決裁)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、中小病院の施設整備事業等に必要な資金調達の円滑化を図ることにより、市内に不足する医療機能の整備等を促進し、地域医療の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「中小病院」とは、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち、市内に開設又は開設を予定している概ね 300 床未満の病院で、同法第 31 条に規定する公的医療機関、独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び同法第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人並びに地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び同法第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人を除いたものとする。

2 前項において「開設を予定している病院」とは、医療法第 7 条に規定する開設許可を受けた病院とする。

(対象)

第 3 条 この要綱に定める融資制度は中小病院を対象とする。

(融資制度)

第 4 条 融資制度の種類と内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 病院の新築・増改築資金

医療の専門化・高度化への対応や患者サービスの向上を図るための施設の新築・増改築事業

(2) 医療機器の購入資金

医療の専門化・高度化への対応や患者サービスの向上を図るための医療機器の購入

(3) 療養病床及び回復期リハビリテーション病床整備資金

医療法第 7 条第 2 項第 4 号に定める療養病床の整備事業及び健康保険法第 76 条第 2 項に基づく厚生労働省告示 (平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 92 号) 第 1 章第 2 部第 3 節 A308 において規定する回復期リハビリテーション病床の整備事業

(4) 災害・防災設備整備資金

患者の安全対策のための災害・防災設備の整備事業

(5) 地震対策補強工事等資金

地震発生時に病院機能を確保するための建物補強工事及び自家発電装置の設置

(6) アスベスト対策工事資金

吹付けアスベスト等の対策工事

2 前項第 4 号及び第 5 号の資金は、融資申請時に市内で 1 年以上開設している中小病院が行う事業のみを対象とする。

3 第 1 項第 1 号から第 6 号までの資金は、併用して融資を受けることができる。

ただし、同項第 3 号から第 5 号までの資金は、同項第 1 号、第 2 号並びに第 6 号以外の資金と併用して融資を受けることはできない。

(取扱金融機関)

第5条 この要綱に定める融資を取扱う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)は別表に定めるとおりとし、融資は取扱金融機関が自己調達資金により行う。

(取扱金融機関への補助)

第6条 取扱金融機関に対し、この要綱に基づき取扱金融機関が実施した融資に必要な経費の一部を補助する。

2 取扱金融機関への補助に関する事項については、横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金交付要綱に定める。

(融資条件)

第7条 市長は、金融情勢を勘案し、融資制度ごとに融資条件を定める。

(検査及び報告)

第8条 市長は、融資制度の執行の適正を期するため必要があるときは、取扱金融機関及びこの要綱に定める融資を受けた中小病院に対して検査し、又は報告を徴することができる。

第2章 融資事業の実施

第1節 融資事業の周知及び相談対応

(融資事業の周知及び相談対応)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するため、中小病院に対し、融資事業の実施について周知するとともに、中小病院から融資事業に関する相談があった場合には応じなければならない。

(事務の一部委託)

第10条 市長は、前条に規定する融資事業の周知及び相談対応を委託により実施することができる。

第2節 融資対象事業の認定

(認定申請)

第11条 融資を受けようとする者は、実施しようとする施設整備事業等(以下、「事業等」という。)が横浜市病院整備資金融資対象事業(以下「融資対象事業」という。)として適当であるとする市長の認定を受けなければならない。

2 融資を受けようとする者は、事業の開始前までに、横浜市病院整備資金融資対象事業認定申請書(第1号様式)に第36条において資金の種類ごとに市長が定める書類を添付して、市長へ申請する。

(認定審査)

第12条 市長は、前条第2項に規定する認定の申請があったときはその内容を審査し、事業等が融資の対象として適当と認めるときは融資対象事業として認定し、速やかに横浜市病院整備資金融資対象事業認定書(第2号様式)により融資を受けようとする者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果により、事業等を融資対象事業として認定しないと決定したときは、速やかに横浜市病院整備資金融資対象事業不認定書(第3号様式)により融資を受けようとする者に通知するものとする。

3 横浜市病院整備資金融資対象事業認定書の有効期間は、融資を受けようとする者が認

定書の交付を受けた日から起算して3か月以内とし、3月31日を限度とする。

(事務の一部委託)

第13条 市長は、融資対象事業認定にあたり、次の各号に定める事務を委託により実施することができる。

(1) 第11条第2項に規定する申請書の受付事務

(2) 第12条に規定する認定審査事務の一部

2 前項第1号及び第2号に規定する業務を受託した者は、前項第2号に規定する認定審査を実施したときは、その結果について横浜市病院整備資金融資対象審査報告書(第4号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

第3節 融資実行

(融資申込)

第14条 融資を受けようとする者は、第12条に規定する融資対象事業の認定を受けたときは、第11条第2項の規定により市長に提出した書類の写し、取扱金融機関が別に定める書類及び認定書の写しを添付し、認定書の有効期間内に取扱金融機関に申込まなければならない。

2 融資を受けようとする者は、前項に定めるもののほか、取扱金融機関から審査に必要な書類の提出を求められたときは速やかに応じなければならない。

(融資実行)

第15条 取扱金融機関は、前条の申込を受けたときは、速やかに審査して、融資の可否について決定し、融資可と認めたものについては、速やかに融資を実行しなければならない。

2 融資金額は、1万円未満の端数は切り捨てる。

(融資実行報告等)

第16条 取扱金融機関は、融資実行後速やかに横浜市病院整備資金融資実行報告書(第5号様式)に返済予定表を添付して市長に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、融資期間中に繰り上げ償還等返済条件に変更が生じた場合は、速やかに市長に横浜市病院整備資金融資内容変更報告書(第6号様式)に変更後の返済予定表を添付して提出しなければならない。

3 取扱金融機関が前2項の規定を遵守しない場合は、市長は取扱金融機関としての指定を解除することができる。

第4節 融資対象事業の完了

(事業完了届等)

第17条 借受者は、融資実行後24か月以内に工事等を完了するとともに、完了後1か月以内に、市長に横浜市病院整備資金融資対象事業完了届(第7号様式)(以下「事業完了届」という。)に第37条において資金の種類ごとに市長が定める書類を添えて提出しなければならない。

2 借受者は、前項に規定する期間中に工事等の完了が見込めないときには、あらかじめ理由を付した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 事業完了届に記載された工事等の代金(精算額)が当初見積額よりも低くなった場合は、代金の80%を査定額とし、当該借入金額から査定額を差し引いた金額を繰り上げ

償還させるものとする。

ただし、当該借受金額から査定額を差し引いた額が100万円以内の場合はこの限りではない。

- 4 前項の繰り上げ償還は、10万円単位で償還させ、10万円を超えるものは、その端数を切り上げるものとする。

(事業完了検査)

第18条 市長は、事業完了届が提出された後、次の各号に定める事業完了検査を行う。

- (1) 前条第1項の規定により提出された書類の審査
- (2) 事業対象施設の現地調査

(事務の一部委託)

第19条 市長は、前条に規定する事業完了検査の実施にあたり、次の各号に定める事務を委託により実施することができる。

- (1) 第17条第1項の規定により提出された書類の審査
- (2) 事業対象施設の現地調査

第5節 その他

(借受者の義務)

第20条 借受者は、第17条第1項及び第3項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 救急医療に対する積極的な協力、及び横浜市が行う保健医療業務、地域医療業務及び地域医療推進へ協力すること。
- (2) 借受者は、第11条第2項で提出した工事等の計画を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (3) 中小病院の所在地、名称、代表者、その他届出事項に変更があったときには、横浜市病院整備資金融資事業内容変更届出書(第8号様式)を市長に提出すること。
- (4) 市長が必要と認める検査又は指示に従うとともに、現況の報告を求められたときには、速やかに応じること。

(繰り上げ償還)

第21条 借入金の繰り上げ償還は、原則として認める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資金の繰り上げ償還の措置をする必要があると認めるときは、借受者及び取扱金融機関に全額償還を指示する。

- (1) 認定申込又は融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資を受けた資金を認定書に記載された用途以外に使用した場合。
- (3) 融資対象施設を撤去又は譲渡したとき、並びに使用目的を変更したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本制度融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

(委任)

第22条 この要綱に定めによるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

第3章 融資制度の内容

第1節 新築・増改築資金及び医療機器購入資金

(目的)

第23条 新築・増改築資金及び医療機器購入資金は、中小病院が行う医療の高度化・専門化への対応や患者サービスの向上を図るための施設の新築・増改築又は医療機器の購入に必要な資金を融資し、もって地域医療の確保・充実を図ることを目的とする。

(融資条件等)

第24条 新築・増改築資金及び医療機器購入資金は次表に掲げるところにより行うものとする。

資金の種類	新築・増改築資金	医療機器購入資金
対象	施設・設備基準を満たし、医療内容の充実を図る施設整備事業	医療内容の充実を図る総額500万円以上の医療機器の購入
1病院あたりの融資限度額	1病院につき10,000万円	1病院につき5,000万円
融資利率(上限利率)	変動金利1.7%以内	変動金利1.7%以内
融資割合	事業費の80%以内	事業費の80%以内
融資期間	20年以内	10年以内
返済方法	割賦返済	割賦返済
据置期間	1年以内	1年以内
連帯保証人	原則2人以上	原則2人以上
物的担保権	原則設定。ただし、第一順位担保権を条件としない。	原則設定。ただし、第一順位担保権を条件としない。
融資枠(年間融資上限額)	20,000万円	

(物的担保権設定の免除)

第25条 物的担保権の設定について、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ取扱金融機関が認めた場合においては、その免除ができる。

- (1) 融資金額が、500万円未満である。
- (2) 融資期間が、5年以内である。
- (3) 物的担保権を徴収しなくても、資金回収に支障がないと認められる場合。

(金利の取扱)

第26条 取扱金融機関は、第24条表中の融資利率(上限利率)の範囲内で、融資利率を決定し、適用する。

2 融資利率(上限利率)は、原則として毎年1回見直すこととし、毎年3月15日時点の独立行政法人福祉医療機構の行う医療貸付事業(固定金利制度)の新築及び増改築資金(甲種)の利率を基準とし、前年3月15日時点の同事業の利率の差と同じ幅だけ、見直し前の金利から引き上げ、又は引き下げた利率を次年度の融資利率(上限利率)とする。

ただし、融資利率(上限利率)の見直しについては、次年度の融資利率(上限利率)の決定又は年度途中において、取扱金融機関の申し出があった場合は、市長と取扱金融機関において協議し、決定することとする。

第2節 療養病床及び回復期リハビリテーション病床整備資金

(目的)

第27条 療養病床及び回復期リハビリテーション病床整備資金は、中小病院が行う療養病床及び回復期リハビリテーション病床（以下「療養病床等」という。）整備に必要な資金を融資し、もって地域医療の確保・充実を図ることを目的とする。

(融資条件等)

第28条 療養病床及び回復期リハビリテーション病床整備資金は次表に掲げるところにより行うものとする。

資金の種類	療養病床及び回復期リハビリテーション病床整備資金
対象	施設・設備基準を満たし、医療内容の充実を図る療養病床及び回復期リハビリテーション病床の整備事業
1病院あたりの融資限度額	1病院につき35,000万円
融資利率	無利子
融資割合	事業費の80%以内
融資期間	20年以内
返済方法	割賦返済
据置期間	1年以内
連帯保証人	原則2人以上
物的担保権	原則設定。ただし、第一順位担保権を条件としない。
融資枠（年間融資上限額）	105,000万円

(物的担保権設定の免除)

第29条 物的担保権の設定について、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ取扱金融機関が認めた場合においては、その免除ができる。

- (1) 融資金額が、500万円未満である。
- (2) 融資期間が、5年以内である。
- (3) 物的担保権を徴収しなくても、資金回収に支障がないと認められる場合。

第3節 災害・防災設備資金及び地震対策補強工事等資金

(目的)

第30条 災害・防災設備整備資金は、市内で1年以上開設している中小病院が行う災害時の医療の確保及び患者の防災対策のための設備整備に必要な資金を融資し、もって地域医療の確保・充実を図ることを目的とする。

2 地震対策補強工事等資金は、市内で1年以上開設している中小病院が行う地震発生時に病院機能を確保するための工事等に必要とする資金を融資し、もって地域医療の確保・充実を図ることを目的とする。

(融資条件等)

第31条 災害・防災設備整備資金及び地震対策補強工事等資金は次表に掲げるところにより行うものとする。

融資制度	災害・防災設備整備資金	地震対策補強工事等資金	
		建物補強工事	自家発電装置
対象	災害設備整備資金：自家発電装置、貯水槽及び災害用医薬品・機器等の備蓄庫等の整備で、市内で1年以上開設している中小病院が行うもの 防災設備整備資金：スプリンクラー、防火扉及び火災警報システム等、患者の防災対策のための設備整備で、市内で1年以上開設している中小病院が行うもの	耐震性調査に基づく建物補強工事で、市内で1年以上開設している中小病院が行うもの	自家発電装置設置で、市内で1年以上開設している中小病院が行うもの
1病院あたりの融資限度額	1病院につき5,000万円	1病院につき10,000万円	1病院につき5,000万円
融資利率	無利子	無利子	無利子
融資割合	事業費の80%以内	事業費の80%以内	事業費の80%以内
融資期間	10年以内	20年以内	10年以内
返済方法	割賦返済	割賦返済	割賦返済
据置期間	1年以内	1年以内	1年以内
連帯保証人	原則2人以上	原則2人以上	原則2人以上
物的担保権	原則設定。ただし、第一順位担保権を条件としない。	原則設定。ただし、第一順位担保権を条件としない。	原則設定。ただし、第一順位担保権を条件としない。
融資枠 (年間融資上限額)	15,000万円		

(物的担保権設定の免除)

第 32 条 物的担保権の設定について、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ取扱金融機関が認めた場合においては、その免除ができる。

- (1) 融資金額が、500万円未満である。
- (2) 融資期間が、5年以内である。
- (3) 物的担保権を徴収しなくても、資金回収に支障がないと認められる場合。

第4節 アスベスト対策工事資金

(目的)

第33条 アスベスト対策工事資金は、中小病院の施設内に吹付けられ露出した石綿障害予防規則第2条第1項に定めるアスベスト等に対する除去、封じ込め、又は囲い込み等の対策工事に必要な資金を融資し、もって診療所におけるアスベスト対策を推進することを目的とする。

(融資条件等)

第34条 アスベスト対策工事資金は次表に掲げるところにより行うものとする。

資金の種類	アスベスト対策工事資金
対象	多数の者が共同で利用する部分以外の露出した吹付けアスベスト等の除去、封じ込め、又は囲い込み等の対策工事
1病院あたりの融資限度額	1病院につき2,500万円
融資利率	無利子
融資割合	事業費の80%以内
融資期間	10年以内
返済方法	割賦返済
据置期間	1年以内
連帯保証人	原則2人以上
物的担保権	原則設定。ただし、第一順位担保権を条件としない。
融資枠(年間融資上限額)	10,000万円

(物的担保権設定の免除)

第35条 物的担保権の設定について、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ取扱金融機関が認めた場合においては、その免除ができる。

- (1) 融資金額が、500万円未満である。
- (2) 融資期間が、5年以内である。
- (3) 物的担保権を徴収しなくても、資金回収に支障がないと認められる場合。

第4章 申込書類

(認定申請書添付書類)

第36条 融資を受けようとする者は、第11条第2項に規定する横浜市病院整備資金融資対象事業の認定申請において、次表に掲げる書類を認定申請書に添付しなければならない。

資金の種類	添付書類	部数
新築・増改築資金	1 借入事業計画書 2 土地地籍図、土地・建物登記謄本 3 建物平面図 4 工事の見積書 5 確定申告書（法人の場合は決算書の写し）、 6 その他融資申込認定審査に必要な書類	各2部
医療機器購入資金	7 上記1及び5 8 医療機器の見積書 9 その他融資申込認定審査に必要な書類	
療養病床及び回復期リハビリテーション病床整備資金	10 上記1から5 11 回復期リハビリテーション病床の整備にあたっては、医療従事者の確保に関する計画を記載した書類 12 その他融資申込認定審査に必要な書類	
災害・防災設備資金	13 上記1から3及び5 14 設備整備の見積書 15 その他融資申込認定審査に必要な書類	
地震対策補強工事等資金	16 上記1から3及び5 17 地震対策補強工事にあつては、工事の見積書 18 自家発電装置設置にあつては、装置の見積書 19 建物補強工事資金にあつては、耐震性診断調査に関する書類 20 その他融資申込認定審査に必要な書類	
アスベスト対策工事資金	21 上記1、4及び5 22 上記3のうち工事の対象となる部分 23 アスベスト使用調査に関する書類 24 アスベストが使用されている部分の写真 25 その他融資申込認定審査に必要な書類	

第5章 事業完了書類

(事業完了届添付書類)

第37条 借受者は第17条第1項に規定する事業完了の報告において、次表に掲げる書類を事業完了届に添付しなければならない。

資金の種類	添付書類	部数
新築・増改築資金	1 事業前、事業中、事業後の状況等がわかる写真等 2 病院の新築・増改築後の使用を許可する書類 (病院開設許可書、病院構造設備使用許可書等の写し) 3 病院の新築・増改築の終了を証する書類 (工事の検査済証等の写し) 4 代金の支払いを証する書類(領収書等の写し)	各 2 部
医療機器購入資金	5 購入した医療機器の写真等 6 医療機器の購入を証する書類(領収書等の写し) 7 X線関係機器購入の場合は、機器の使用を許可する書類 (病院設備構造使用許可書等の写し)	
療養病床及び回復期リハビリテーション病床整備資金	8 事業前、事業中、事業後の状況等がわかる写真等 9 療養病床整備にあつては、整備後の使用を許可する書類 (療養病床設置許可書、病院構造設備使用許可書等の写し等) 10 回復期リハビリテーション病床整備にあつては、回復期リハビリテーション病棟としての使用を証明する書類(回復期リハビリテーション病棟入院料算定にかかる地方社会保険事務局への届出の写し等) 11 療養病床又は回復期リハビリテーション病床の終了を証する書類(工事の検査済証等の写し) 12 代金の支払いを証する書類(領収書等の写し)	
災害・防災設備資金	13 事業前、事業中、事業後の状況等がわかる写真等 14 施設整備の終了を証する書類(工事の検査済証等の写し) 15 設備工事にあつては、工事の終了を証する書類 (設備工事の検査済証等の写し)、 16 設備工事にあつては、代金の支払いを証する書類 (領収書等の写し) 17 設備備品の購入にあつては、備品の購入を証する書類 (領収書等の写し)	
地震対策補強工事等資金	18 事業前、事業中、事業後の状況等がわかる写真等 19 地震対策補強工事の終了を証する書類 (地震対策補強工事の検査済証等の写し) 20 補強工事にあつては、代金の支払いを証する書類 (領収書等の写し) 21 自家発電装置の設置にあつては、自家発電装置の購入を証する書類(領収書等の写し)	
アスベスト対策工事資金	22 事業前、事業中、事業後の状況等がわかる写真等 23 アスベスト対策工事の終了を証する書類 24 代金の支払いを証する書類(領収書等の写し)	
○以上の書類等のほか、市長が特に必要と認めたもの		

附則

この要綱は平成 18 年 7 月 19 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日以降に融資を行ったものについて適用する。

別表 取扱金融機関

神奈川県医師信用組合、横浜信用金庫

第1号様式 (第11条第2項)

年 月 日

横浜市長

(申請者) 所在地
 名 称
 代表者

印

横浜市病院整備資金融資対象事業認定申請書

申請者が行う次の事業について、横浜市病院整備資金融資対象事業として適当なものであると認定されますよう申請いたします。

- 1 事業の名称
- 2 事業の概要
- 3 事業の対象となる施設の概要
 - (1) 所在地
 - (2) 施設の名称
 - (3) 開設者
 - (4) 設立年月日
 - (5) 管理者及び医籍登録番号
 - (6) 診療科目
 - (7) 許可病床数
 - (8) 従事者数 (常勤、非常勤別)

※ 施設整備前と整備後で変更がある場合は、両者を記入する。

4 融資を希望する資金の種類、金額及び償還期間

資金の種類	新築・増改築資金	医療機器購入資金	療養病床及び回復期リハビリテーション整備資金	災害・防災設備整備資金及び地震対策補強工事資金	アスベスト対策資金
事業費					
融資申込額 (事業費の80%以内)					
償還期間 (据置期間)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据年 か月)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据置 か月)
本制度融資の 融資残高 (月 日時点)					

5 添付資料

(要綱第36条に定める書類)

第2号様式(第12条第1項)

文書番号
年 月 日

(申請者) 様

横浜市長 印

横浜市病院整備資金融資対象事業認定書

年 月 日に申請のありました申請者が行う次の事業について、横浜市病院整備資金融資対象事業として適当なものであると認定します。

1 事業名

2 融資申込額及び償還期間

資金の種類	新築・増改築資金	医療機器購入資金	療養病床及び回復期リハビリテーション整備資金	災害・防災設備整備資金及び地震対策補強工事資金	アスベスト対策資金
事業費					
融資申込額 (事業費の80%以内)					
償還期間 (据置期間)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据年 か月)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据置 か月)
本制度融資の 融資残高 (月 日時点)					

3 認定書の有効期限

この認定書は、年 月 日まで有効です。

4 留意事項

- (1) この認定書は、融資申込の際に必要な書類であり、融資を受けるためには、申込後に金融機関所定の融資審査があり、融資を保証するものではありません。
- (2) この認定書は、融資申込の資格要件の一つですので、認定申請書等認定関係書類の内容に虚偽等があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- (3) この認定書の交付後、融資決定前に事業費等が認定時点と比較して低くなった場合は、変更後の事業費の80%を融資申込上限額とします。

一方、この認定書の交付後、融資決定前の事業費等が認定時点と比較して高くなった場合は、認定時の融資申込額を上限額とします。(上限額を超える融資を希望する場合については、改めて、融資申込資格認定を受ける必要があります。)

第3号様式（第12条第2項）

文 書 番 号
年 月 日

（申請者） 様

横浜市長 印

横浜市病院整備資金融資対象事業不認定書

年 月 日において申請のありました申請について、次の理由により横浜市病院整備資金融資対象事業として不認定としますので通知します。

1 理由

横浜市長

受託者

横浜市病院整備資金融資対象審査報告書

年 月 日に申請のありました次の事業について、要綱第12条及び第13条第1項第2号の規定に基づく審査結果を報告します。

1 申請者名

2 事業の名称

3 融資を希望する資金の種類、金額及び償還期間

資金の種類	新築・増改築資金	医療機器購入資金	療養病床及び回復期リハビリテーション整備資金	災害・防災設備整備資金及び地震対策補強工事資金	アスベスト対策資金
事業費					
融資申込額 (事業費の80%以内)					
償還期間 (据置期間)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据年 か月)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据置 か月)	年 か月 (据置 か月)
本制度融資の 融資残高 (月 日時点)					

4 審査結果

当該申請は、横浜市病院整備資金融資対象事業としての要件を
 満たしている ・ 満たしていない

5 添付資料

- (1) 申請者からの認定申請書及び添付資料
- (2) その他参考となる資料
- (3) 病院協会からの副申書

第5号様式（第16条第1項）

年 月 日

横浜市長

取扱金融機関

横浜市病院整備資金融資実行報告書

次のとおり、横浜市病院整備資金融資を実行しましたので、関係書類を添えて報告します。

1 融資対象者

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者
- (4) 第12条第1項に定める第2号様式の文書番号 健医政第_____号

2 融資対象事業

3 融資資金の種類、金額及び融資条件

- (1) 融資資金の種類
- (2) 融資金額
- (3) 利率
- (4) 融資実行日
- (5) 融資期間

4 添付資料

- (1) 返済予定表

第6号様式（第16条第2項）

年 月 日

横浜市長

取扱金融機関

横浜市病院整備資金融資内容変更報告書

次のとおり、横浜市病院整備資金融資内容に変更がありましたので、関係書類を添えて報告します。

1 融資対象者

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 代表者
- (4) 第12条第1項に定める第2号様式の文書番号 健医政第_____号

2 融資対象事業

3 融資資金の種類、金額及び融資条件

- (1) 融資資金の種類
- (2) 融資金額
- (3) 利率
- (4) 融資実行日
- (5) 融資期間

4 変更事項

- (1) 変更事項
- (2) 変更事項発生日
- (3) 変更理由

5 添付資料

- (1) 変更後の返済予定表

第7号様式(第17条第1項)

年 月 日

横浜市長

(申請者) 所在地
名 称
代表者 印
電話番号

横浜市病院整備資金融資対象事業完了届

横浜市病院整備資金の融資を受けた事業について、次のとおり事業が完了しましたので、関係書類を添付して届出ます。

1 事業の名称

2 事業の対象となる施設の概要

- (1) 所在地
- (2) 施設の名称
- (3) 開設者
- (4) 管理者及び医籍登録番号
- (5) 診療科目
- (6) 許可病床数
- (7) 従事者数(常勤、非常勤別)

※ 施設整備前と整備後で変更がある場合は、両者を記入する。

3 融資を受けた額

資金の種類	新築・増改築資金	医療機器購入資金	療養病床及び回復期リハビリテーション整備資金	災害・防災設備整備資金及び地震対策補強工事資金	アスベスト対策資金
事業費					
融資申込額					

4 添付資料

(要綱第37条に定める資料)

第8号様式（第20条第1項第3号）

年 月 日

横浜市長

(申請者) 所在地
名 称
代表者
電話番号

印

横浜市病院整備資金融資事業内容変更届出書

このたび、次のとおり届出事項を変更しましたので、関係書類を添えて届出ます。

1 変更事項

(変更前)

(変更後)

2 変更年月日 年 月 日

3 変更理由

横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金交付要綱

制定 平成18年7月19日（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市病院整備資金融資事業実施要綱（以下「病院事業実施要綱」という。）第6条及び横浜市診療所整備資金融資事業実施要綱（以下「診療所事業実施要綱」という。）第6条に定める取扱金融機関への補助に関する事項を定める。

2 横浜市医療機関整備資金融資事業における取扱金融機関への補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 病院事業実施要綱第5条別表及び診療所事業実施要綱第5条別表の金融機関をいう。
- (2) 有利子融資資金事業 病院事業実施要綱第4条第1項第1号及び第2号に定める資金及び、診療所事業実施要綱第4条第1項第1号から第3号に定める資金についての融資事業をいう。
- (3) 無利子融資資金事業 病院事業実施要綱第4条第1項第3号から第6号に定める資金及び、診療所事業実施要綱第4条第1項第4号から第6号に定める資金についての融資事業をいう。

（補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、取扱金融機関とする。

（対象経費）

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費は、事業実施要綱第5条で取扱金融機関が実行した融資資金の調達に係る経費の一部とする。

（補助金額の算定）

第5条 補助金額は、有利子融資資金事業については、各年度の平均融資残高の一部に短期プライムレートを参考として横浜市が定めた率を乗じた額とし、無利子融資資金事業については、各年度の平均融資残高に短期プライムレートを参考として横浜市が定めた率を乗じた額に手数料相当分を加えた額とする。

2 前項の有利子融資資金の各年度の平均融資残高の一部とは、平均融資残高を2.8で除した額とする。

- 3 第1項の手数料相当分は、各年度の平均融資残高の0.5%とする。
- 4 各年度の平均融資残高は、4月1日から翌年3月31日までの毎月末日の最終残高を合計し、12で除した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年3月15日とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、借受者ごとの当該年度の毎月月末の融資残高を記載した書類とする。

ただし、第1項で定める申請期日において融資残高が確定していない場合は、その見込みを記載した書類を添付することとする。

- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第1項第3号及び第5条第2項第1号から第4号に定める書類とする。

(交付決定通知)

第7条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金不交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

- 2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金交付決定通知書(第3号様式)により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項第1号の規定により補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金事業報告書(第4号様式)を用い、事業終了後10日以内に提出しなければならない。

- 2 補助金規則第14条第1項第4号に基づき市長が必要と認める書類は、借受者ごとの当該年度の毎月月末の融資残高を記載した書類とする。

- 3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させ

ることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に定める書類とする。

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市医療機関整備資金取扱金融機関補助金交付請求書(第6号様式)により行わなければならない。

(関係書類の保存期間)

第12条 補助金規則第25条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

この要綱は、第3条の対象者が、平成18年4月1日以降に実施した融資事業に適用する。

第1号様式（第6条第2項）

年 月 日

横浜市長

（申請者）所在地

団体名

代表者

印

横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金交付申請書

この補助金について次のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 目的及び事業内容

3 補助事業の完了予定期日

4 申請金額

_____円

5 添付書類

- (1) 借受者ごとの当該年度の毎月月末の融資残高を記載した書類
- (2) 申請金額の算出に関する資料

担当者

連絡先

第2号様式（第7条第1項）

文 書 番 号
年 月 日

（申請者） 様

横浜市長 印

横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金不交付決定通知書

年 月 日（文書番号）において申請のありましたこの補助金について、次のとおり不交付とすることに決定いたしましたので、通知します。

1 事業名

2 補助金申請額

_____ 円

3 不交付理由

担 当
連絡先

（申請者） 様

横浜市長

印

横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金交付決定通知書

年 月 日（文書番号）において申請のありましたこの補助金について、次のとおり条件を付けて交付します。

1 事業名

2 補助金額

_____円

3 交付方法

この補助金は、請求にもとづいて速やかに交付します。

4 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則第5条第1項第2号から第4号に掲げる事項及び横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金交付要綱第6条第3項の書類に記載した事項の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合や補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告しその指示を受けてください。
- (4) この補助金は、横浜市医療機関整備資金融資の実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (5) 事業終了後、10日以内に事業報告書を提出してください。
なお、補助金額は、事業報告書の提出を受けて確定するものとします。
- (6) この補助金は、前号の事業報告書を受理した後、その内容を審査して適切と認めた場合に、請求書受理日から30日以内に交付します。
- (7) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (8) この補助金の使途について、必要があると認められるときには、調査を行うことがあります。

担 当

連絡先

第4号様式(第9条第1項)

年 月 日

横浜市長

所在所

団体名

代表者

印

横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金事業報告書

年 月 日(文書番号)により交付決定を受けたこの補助金について、
関係書類を添えて、次のとおり報告します。

1 事業名

2 所在地

3 補助金決算額 _____ 円

4 返還額 _____ 円

5 添付資料

(1) 借受者ごとの当該年度の毎月月末の融資残高を記載した書類

担 当
連絡先

第5号様式（第10条）

文 書 番 号
年 月 日

（申請者） 様

横浜市長 印

横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金確定通知書

この補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

1 事業名

2 補助金額

_____ 円

担 当
連絡先

第6号様式（第11条）

年 月 日

横浜市長

（申請者）所在地

団体名

代表者

印

横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金交付請求書

年 月 日（文書番号）により交付決定を受けた横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融機関補助金について、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 事業名

2 補助金交付額 _____ 円

担当者
連絡先

(社) 横浜市病院協会「横浜市病院整備資金融資認定審査会」規程

(目的)

第1条 この横浜市病院整備資金融資認定審査会（以下「審査会」という）は、
（社）横浜市病院協会（以下「当協会」という）融資申込みに対して
申込者の資格、対象となる事業計画適否及びその他融資に係る資格に
ついての認定を行うため審査会を設置する。

(委員)

第2条 この審査会は、当協会の理事から選出された委員で組織する。

(1) 委員数は5名以内とする。

(2) 会長1人、副会長1人をおく。

(3) 審査会は必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができ
る。

(会議)

第3条 審査会の開催は、会長が行う。

(1) 議事は、出席委員全員の同意をもって決する。

(認定に係る通知)

第4条 会長は議決後、すみやかに横浜市健康福祉局に認定に係る通知を送付
するものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、当協会事務局が行う。

(附則)

この規定は、平成18年7月1日から施行する。

横浜市病院整備資金融資事業実施要綱

———第1章 総則———

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人横浜市病院協会（以下「病院協会」という。）が横浜市（以下「市」という。）から融資資金の貸付を受けて行う横浜市病院整備資金融資事業（以下「融資事業」という。）の事業内容及び病院への融資を行う際の必要な事項を定めるものとする。

(融資事業の種類)

第2条 病院協会が地域医療の確保・充実を図るために行う融資事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医療の専門化・高度化への対応や患者サービスの向上を図るための施設の整備事業
- (2) 看護婦等の確保・定着のための宿舍等の整備事業
- (3) 患者の安全対策のための災害・防災設備の整備事業
- (4) 地震発生時に病院機能を確保するための建物補強工事等事業

(融資の方法)

第3条 融資事業の実施方法は、病院協会が市から受けた貸付金を取扱金融機関に預託し、取扱金融機関が別に定める基準により自己資金を加えて、医療機関に融資を行う。

- 2 前項の取扱金融機関は、神奈川県医師信用組合を取扱金融機関とする。

(預託の方法)

第4条 預託は単年度の反復とし、融資残高に係わる預託金の預託期間は年度当初から年度末までとし、当該年度融資に係わる預託金の預託期間は融資実行から年度末までとする。

- 2 預託額は、融資残高分についてはその全額とし、当該年度融資額については融資実行相当分とする。
- 3 預託利率は無利子とする。

(取扱金融機関の義務)

第5条 取扱金融機関は、病院協会から融資の指示があったものについて、速やかに融資を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、融資実行後速やかに返済予定表を添付のうえ、融資実行報告書を病院協会に提出するとともに、毎月償還状況報告書を提出しなければならない。

3 取扱金融機関は、病院協会が必要なときは、融資状況の報告を行わなければならない。

—————第2章 融資事業内容及び手続き等—————

(融資の対象施設及び資金)

第6条 融資の対象施設は、公的病院（国公立、及びこれに準じる医療施設をいう。）を除き、市内に開設する中小病院（おおむね300床未満）とする。

2 前項に規定する施設に対して次に掲げる資金について融資を行う。

(1) 病院の新築・増改築資金

(2) 医療機器の購入資金

(3) 看護宿舎等の整備資金

(4) 災害・防災設備の整備資金

(5) 地震対策補強工事等資金

3 前2項に規定する融資の対象施設及び資金の細部基準については、別に定める。

(融資条件)

第7条 融資は、別表に掲げる融資条件により行う。

(融資の申込)

第8条 融資を受けようとするものは、別に定める書類を添付して、次の申込書類を病院協会に提出しなければならない。

(1) 医療機関整備資金借入申込書

(2) 借入事業計画書

(審査)

第9条 病院協会は、前条の申込を受けたときは、書類調査及び必要に応じて実地調査を行い、第14条の規定により設置された横浜市病院整備資金融資審査会に融資の適否を諮る。

(融資の指示)

第10条 病院協会は、前条の審査で適当と認められたものについて、融資指示書により取扱金融機関に融資の指示を行う。

(完了検査)

第11条 病院協会は、融資対象事業の完了後、必要と認めるときは完了検査を行うことができる。

(借受者の義務)

第12条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 救急医療に対する積極的な協力、及び横浜市が病院協会・医師会・歯科医師会等と共同して行う保健医療業務や地域医療推進への協力をすること。
- (2) 融資対象事業完了後、完了届を速やかに提出し、また、毎年度末に融資対象施設の現況報告書を病院協会に提出すること。
- (3) 借受者の名称、所在地、代表者名、その他届出事項に変更があった場合、変更届を速やかに病院協会に提出すること。
- (4) 借受者及び連帯保証人は、病院協会が必要と認める調査、検査、又は指示に従うとともに、現況の報告を求められたときは速やかに応ずること。

(繰上償還)

第13条 借入金の繰上償還は、原則として認める。

2 病院協会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資金の繰上償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を借受者及び取扱金融機関に指示する。

- (1) 融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資を受けた資金を第6条に規定する用途以外に使用したとき。
- (3) 融資対象施設を撤去又は譲渡したとき、並びに使用目的を変更し

たとき。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

—————第3章 審査会—————

(審査会の設置)

第14条 病院協会は、融資の申込に対して申込者の資格、対象事業の実施計画及びその他融資に関する審査を行うため、横浜市病院整備資金融資審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第15条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 横浜市病院協会会長
- (2) 横浜市病院協会副会長（1名）
- (3) 横浜市病院協会担当理事（3名）
- (4) 神奈川県医師信用組合常務理事
- (5) 横浜市衛生局医療対策部長
- (6) 横浜市衛生局医療対策部地域医療課長

2 審査会は必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長等)

第16条 審査会を運営するために、委員長を置く。

2 委員長を補佐するため、委員長の指名に基づき副委員長を置く。

(開催及び決議)

第17条 審査会の開催は、委員長が行う。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、決することができない。

3 議事は、出席委員全員の同意をもって決する。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、病院協会において処理する。

———第4章 病院協会に対する貸付等———

(貸付金の目的)

第19条 第22条の規定により交付する貸付金は、病院協会が病院に対する融資事業を行うために必要な資金とする。

2 病院協会は、貸付金を融資事業の預託金に充当しなければならない。

3 病院協会は、前項に定める用途以外に貸付金を使用してはならない。

(貸付金の限度額及び条件)

第20条 前条の貸付金の限度額及び貸付条件は次のとおりとする。

貸付金名	限度額	貸付条件		
		利率	期間	償還方法
医療機関整備資金貸付金	各年度の横浜市予算で定める額	無利子	融資残高は年度当初に貸し付け、当該年度融資分は、融資実行にあわせて貸し付け、期間はいずれも貸付年度の年度末までとする。	貸付年度の年度末に一括償還する。

(貸付金の申請)

第21条 病院協会は、貸付金の交付を受けようとするときは、別に定める医療機関整備資金貸付金交付申請書に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

(貸付金の交付)

第22条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは別に定める金銭消費貸借契約の締結により、病院協会に貸付金を交付するものとする。

(貸付金の期限前償還)

第23条 市長は、病院協会が次の各号のいずれかに該当したときは、第20条の規定にかかわらず償還期日前に病院協会に対して、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により貸付金の交付を受けたとき。
- (2) 貸付金を第19条に規定する目的以外に使用したとき。
- (3) 市が行う指導監査に従わないとき。

(違約金等)

第24条 市長は、病院協会が償還期日までに貸付金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還のあった日までの日数に応じ、償還すべき金額につき年8.25%の割合で計算した遅延損害金を請求することができる。

2 市長は、前条の規定により貸付金の期限前償還を請求するときは、貸付金の貸し付けの日から償還のあった日までの日数に応じ、償還すべき金額につき年10.0%の割合で計算した違約金を請求することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金及び違約金は徴収しないことができる。

(調査、検査等)

第25条 市長は、必要があると認めるときは随時に融資事業の執行状況及び経理に関して病院協会に必要な報告及び資料の提出を求めることができる。また、職員をして実地に調査及び検査をさせることができる。

(事業の実施状況及び事業実績の報告)

第26条 病院協会は、毎月の融資事業の実施状況について、翌月の10日までに別に定める融資事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 病院協会は、融資事業について毎会計年度終了後2箇月以内に別に定める融資事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(融資業務への補助)

第27条 市は、病院協会が融資業務を行ううえで必要とする管理・運営経費を補助する。

(融資事業の経理)

第28条 病院協会は、融資事業の経理について、他の事業の経理と区分しなければならない。

2 病院協会は、融資事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

—————第5章 その他—————

(融資事務の一部委任)

第29条 病院協会は、融資事務の一部を別に定める規定により取扱金融機関に委任することができる。

(雑則)

第30条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成3年11月29日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成5年11月22日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

別 表

	病 院					
	新築・増改築 資金	医療機器購入 資金	宿舎等整備 資金	災害防災設備	地震対策補強工事等資金	
					建物補強工事	自家発電装置
融 資 限 度 額	10,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	10,000万円	5,000万円
融資利率	年2.6 %	年2.6 %	無利子	無利子	無利子	無利子
融資割合	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内
融資期間	20年以内	10年以内	20年以内	10年以内	20年以内	10年以内
掲置期間	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内
連 帯 保 証 人	原則，2人以 上	原則，2人以 上	原則，2人以 上	原則，2人以 上	原則，2人以 上	原則，2人以 上
担 保	原則，抵当権 設定。 但し，第一 順位担保権を 条件としない。	原則，抵当権 設定。 但し，第一 順位担保権を 条件としない。	原則，抵当権 設定。 但し，第一 順位担保権を 条件としない。	原則，抵当権 設定。 但し，第一 順位担保権を 条件としない。	原則，抵当権 設定。 但し，第一 順位担保権を 条件としない。	原則，抵当権 設定。 但し，第一 順位担保権を 条件としない。

横浜市病院整備資金融資事業実施要綱

———第1章 総則———

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人横浜市病院協会（以下「病院協会」という。）が横浜市（以下「市」という。）から融資資金の貸付を受けて行う横浜市病院整備資金融資事業（以下「融資事業」という。）の事業内容及び病院への融資を行う際の必要な事項を定めるものとする。

(融資事業の種類)

第2条 病院協会が地域医療の確保・充実を図るために行う融資事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医療の専門化・高度化への対応や患者サービスの向上を図るための施設の整備事業
- (2) 看護婦等の確保・定着のための宿舍等の整備事業
- (3) 患者の安全対策のための災害・防災設備の整備事業
- (4) 地震発生時に病院機能を確保するための建物補強工事等事業

(融資の方法)

第3条 融資事業の実施方法は、病院協会が市から受けた貸付金を取扱金融機関に預託し、取扱金融機関が別に定める基準により自己資金を加えて、医療機関に融資を行う。

- 2 前項の取扱金融機関は、神奈川県医師信用組合を取扱金融機関とする。

(預託の方法)

第4条 預託は単年度の反復とし、融資残高に係わる預託金の預託期間は年度当初から年度末までとし、当該年度融資に係わる預託金の預託期間は融資実行から年度末までとする。

- 2 預託額は、融資残高分についてはその全額とし、当該年度融資額については融資実行相当分とする。
- 3 預託利率は無利子とする。

(取扱金融機関の義務)

第5条 取扱金融機関は、病院協会から融資の指示があったものについて、速やかに融資を行わなければならない。

2 取扱金融機関は、融資実行後速やかに返済予定表を添付のうえ、融資実行報告書を病院協会に提出するとともに、毎月償還状況報告書を提出しなければならない。

3 取扱金融機関は、病院協会が必要なときは、融資状況の報告を行わなければならない。

—————第2章 融資事業内容及び手続き等—————

(融資の対象施設及び資金)

第6条 融資の対象施設は、公的病院（国公立、及びこれに準じる医療施設をいう。）を除き、市内に開設する中小病院（おおむね300床未満）とする。

2 前項に規定する施設に対して次に掲げる資金について融資を行う。

(1) 病院の新築・増改築資金

(2) 医療機器の購入資金

(3) 看護宿舍等の整備資金

(4) 災害・防災設備の整備資金

(5) 地震対策補強工事等資金

3 前2項に規定する融資の対象施設及び資金の細部基準については、別に定める。

(融資条件)

第7条 融資は、別表に掲げる融資条件により行う。

2 融資の対象施設は、別表に掲げる各資金ごとの融資限度額を越えてその資金の融資を受けることができない。

(融資の申込)

第8条 融資を受けようとするものは、別に定める書類を添付して、次の申込書類を病院協会に提出しなければならない。

(1) 医療機関整備資金借入申込書

(2) 借入事業計画書

(審査)

第9条 病院協会は、前条の申込を受けたときは、書類調査及び必要に応じて実地調査を行い、第14条の規定により設置された横浜市病院整備資金融資審査会に融資の適否を諮る。

(融資の指示)

第10条 病院協会は、前条の審査で適当と認められたものについて、融資指示書により取扱金融機関に融資の指示を行う。

(完了検査)

第11条 病院協会は、融資対象事業の完了後、対象施設が完了届を提出した後、速やかに完了検査を行わなければならない。

2 完了検査は、融資対象事業の実地検査及び別に定める書類等の確認をもって行う。

3 病院協会は、完了検査終了後速やかに、別に定める融資対象事業完了検査報告書に必要な書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(借受者の義務)

第12条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 救急医療に対する積極的な協力、及び横浜市が病院協会・医師会・歯科医師会等と共同して行う保健医療業務や地域医療推進への協力をすること。

(2) 融資対象事業完了後、完了届を速やかに提出し、病院協会の完了検査を受けること。また、毎年度末に融資対象施設の現況報告書を病院協会に提出すること。

(3) 借受者の名称、所在地、代表者名、その他届出事項に変更があった場合、変更届を速やかに病院協会に提出すること。

(4) 借受者及び連帯保証人は、病院協会が必要と認める調査、検査、又は指示に従うとともに、現況の報告を求められたときは速やかに応ずること。

(繰上償還)

第13条 借入金の繰上償還は、原則として認める。

2 病院協会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、融資金の繰上償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を借受者及び取扱金融機関に指示する。

(1) 融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を第6条に規定する用途以外に使用したとき。

(3) 融資対象施設を撤去又は譲渡したとき、並びに使用目的を変更したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、要綱に基づく融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

—————第3章 審査会—————

(審査会の設置)

第14条 病院協会は、融資の申込に対して申込者の資格、対象事業の実施計画及びその他融資に関する審査を行うため、横浜市病院整備資金融資審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第15条 審査会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 横浜市病院協会会長

(2) 横浜市病院協会副会長（1名）

(3) 横浜市病院協会担当理事（3名）

(4) 神奈川県医師信用組合常務理事

(5) 横浜市衛生局医療対策部長

(6) 横浜市衛生局医療対策部地域医療課長

2 審査会は必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長等)

第16条 審査会を運営するために、委員長を置く。

2 委員長を補佐するため、委員長の指名に基づき副委員長を置く。

(開催及び決議)

第17条 審査会の開催は、委員長が行う。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、決することができない。

3 議事は、出席委員全員の同意をもって決する。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、病院協会において処理する。

—————第4章 病院協会に対する貸付等—————

(貸付金の目的)

第19条 第22条の規定により交付する貸付金は、病院協会が病院に対する融資事業を行うために必要な資金とする。

2 病院協会は、貸付金を融資事業の預託金に充当しなければならない。

3 病院協会は、前項に定める用途以外に貸付金を使用してはならない。

(貸付金の限度額及び条件)

第20条 前条の貸付金の限度額及び貸付条件は次のとおりとする。

貸付金名	限度額	貸付条件		
		利率	期間	償還方法
医療機関整備資金貸付金	各年度の横浜市予算で定める額	無利子	融資残高は年度当初に貸し付け、当該年度融資分は、融資実行にあわせて貸し付け、期間はいずれも貸付年度の年度末までとする。	貸付年度の年度末に一括償還する。

(貸付金の申請)

第21条 病院協会は、貸付金の交付を受けようとするときは、別に定める医療機関整備資金貸付金交付申請書に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(貸付金の交付)

第22条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは別に定める金銭消費貸借契約の締結により、病院協会に貸付金を交付するものとする。

(貸付金の期限前償還)

第23条 市長は、病院協会が次の各号のいずれかに該当したときは、第20条の規定にかかわらず償還期日前に病院協会に対して、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により貸付金の交付を受けたとき。
- (2) 貸付金を第19条に規定する目的以外に使用したとき。
- (3) 市が行う指導監査に従わないとき。

(違約金等)

第24条 市長は、病院協会が償還期日までに貸付金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還のあった日までの日数に応じ、償還すべき金額につき年8.25%の割合で計算した遅延損害金を請求することができる。

2 市長は、前条の規定により貸付金の期限前償還を請求するときは、貸付金の貸し付けの日から償還のあった日までの日数に応じ、償還すべき金額につき年10.0%の割合で計算した違約金を請求することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が真にやむを得ない理由があると認めるときは、遅延損害金及び違約金は徴収しないことができる。

(調査, 監査, 指導等)

第25条 市長は, 必要があると認めるときは随時に融資事業の執行状況及び経理に関して病院協会に必要な報告及び資料の提出を求めることができ, また, 職員をして実地に調査及び監査をさせるとともに, 必要に応じて指導させることができる。

(事業の実施状況及び事業実績の報告)

第26条 病院協会は, 毎月の融資事業の実施状況について, 翌月の10日までに別に定める融資事業実施状況報告書を市長に提出しなければならない。

2 病院協会は, 融資事業について毎会計年度終了後2箇月以内に別に定める融資事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(融資業務への補助)

第27条 市は, 病院協会が融資業務を行ううえで必要とする管理・運営経費を補助する。

(融資事業の経理)

第28条 病院協会は, 融資事業の経理について, 他の事業の経理と区分しなければならない。

2 病院協会は, 融資事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え, 当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

—————第5章 その他—————

(融資事務の一部委任)

第29条 病院協会は, 融資事務の一部を別に定める規定により取扱金融機関に委任することができる。

(雑則)

第30条 この要綱に定めるほか, この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成3年11月29日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成5年11月22日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

別 表

	病 院					
	新築・増改築 資金	医療機器購入 資金	宿舎等整備 資金	災害防災設備	地震対策補強工事等資金	
					建物補強工事	自家発電装置
融 資 限 度 額	1病院につき 10,000万円	1病院につき 5,000万円	1病院につき 5,000万円	1病院につき 5,000万円	1病院につき 10,000万円	1病院につき 5,000万円
融資利率	年2.6 %	年2.6 %	無利子	無利子	無利子	無利子
融資割合	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内	事業費の80% 以内
融資期間	20年以内	10年以内	20年以内	10年以内	20年以内	10年以内
据置期間	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内
連 帯 保 証 人	原則、2人以 上	原則、2人以 上	原則、2人以 上	原則、2人以 上	原則、2人以 上	原則、2人以 上
担 保	原則、抵当権 設定。 但し、第一 順位担保権を 条件としない。	原則、抵当権 設定。 但し、第一 順位担保権を 条件としない。	原則、抵当権 設定。 但し、第一 順位担保権を 条件としない。	原則、抵当権 設定。 但し、第一 順位担保権を 条件としない。	原則、抵当権 設定。 但し、第一 順位担保権を 条件としない。	原則、抵当権 設定。 但し、第一 順位担保権を 条件としない。

事業名		医療機関整備資金貸付事業		担当	区局部課名	健康福祉局保健医療部医療政策課			
					課長名	赤岡 謙			
					電話	671 - 2438			
施策名	<input type="checkbox"/> 中期計画							重点事業番号	- -
	<input type="checkbox"/> 運営方針								
目的	地域医療の確保・充実を図るため、民間中小病院・診療所を対象に資金融資を行います。								
内容	地域医療確保・充実を図るため、民間中小病院・診療所を対象に、新築・増改築、医療機器購入、病床整備、災害・防災設備の整備並びに地震対策に必要な資金の融資を行います。								
根拠法令等	横浜市医療機関整備資金融資事業取扱金融期間補助金交付要綱、横浜市病院整備資金融資事業実施要綱、横浜市診療所整備資金融資事業実施要綱								
コスト	区 分			H16決算	H17決算	H18予算	H18決算見込	H19予算	
	事業費	(千円)	1,823,676	1,539,027	1,388,068	1,372,415	1,231,795		
	うち一般財源等	(千円)	6,105	17,064	33,709	33,584	49,633		
	人件費(概算)	(千円)	2,309	2,309	2,309	2,309	2,309		
	総コスト(概算)	(千円)	1,825,985	1,541,336	1,390,377	1,374,724	1,234,104		
活動・成果指標	名 称		単位	H16実績	H17実績	H18予定	H18実績見込	H19予定	
	病院整備数			7	7	推進	推進	制度見直し	
	活動	単位当たりコスト【総コスト/指標】	(千円)	(260,855)	(220,191)				
	医科診療所整備数			6	6	推進	推進	制度見直し	
	活動	単位当たりコスト【総コスト/指標】	(千円)	(304,331)	(256,889)				
歯科診療所整備数			0	1	推進	推進	制度見直し		
活動	単位当たりコスト【総コスト/指標】	(千円)		(1,541,336)					
評価項目	点数	理由・説明等							
1 適応性	4	① 市民ニーズや社会経済情勢の現状に合っているか。 2 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1							
		② 事業を市が行う必要性があるか。 2 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1							
類似の融資制度が、独立行政法人福祉医療機構及び神奈川県において実施されている。医療機関に対してのみ優遇した金利で融資を行っている現状について、見直すべき課題と認識している。									
2 有効性	4	③ 事業の目的に照らして効果的な手法か。 2 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1							
		④ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。 2 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1							
本事業は横浜市の事業として位置づけてきたが、貸し倒れ等によるリスクについて責任の所在があいまいであったため、要綱中で整理し、融資の最終決定権を金融機関とし、貸し倒れのリスクも金融機関が負うことで整理しました。									
3 目標達成度	3	⑤ 目標の水準は適切か。 1 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 1							
		⑥ 計画通りに目標を達成できたか。 2 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1							
平成17年度行政評価中においても目標については明確ではないとの口頭指摘を受けましたが、平成18年度の事業においても、同様の状況に変化はなく、融資については申し込み順に実行していた状況でした。									
4 経済性効率性	5	⑦ コストは縮減しているか。 2 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1							
		⑧ 事務は効率的に行われているか。 3 <input type="checkbox"/> 4 <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1							
平成14年度以前の預託方式による預託金については遡減する一方、15年度以降の融資分については、金融機関に対する補助金が年々増加傾向にあります。									
5 正確性信頼性	3	⑨ 安全・正確を確保する手段が講じられているか。 2 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 1							
		⑩ 説明責任を果たすために適切な情報提供がされているか。 1 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 1							
当制度については、取扱金融機関が医療機関団体の会報等に広告として当事業を広報している一方、本市としては積極的な広報は行っていません。利用者・市民に対する融資制度の趣旨等については十分PRをせずに現在に至っています。									
総合評価	合計	19	(協働の取組状況)						
	100点換算	48	神奈川県医師信用組合については、診療所整備資金融資事業の事務について自主的に取り組んでいただいています。						
ランク(A~E)		D	(環境への負荷)						
平成17年度行政監査(評価)において、事業目標が明確ではなく、目標設定を行う等の工夫が必要であると監査事務局から口頭指摘を受けました。また、類似の公的融資精度が存在する状況下で、当事業の必要性については、再検討が必要と認識しております。									

(社) 横浜市病院協会「横浜市救急医療センター管理運営委員会」規程

(目的)

第1条 この委員会及び本規程は、(社) 横浜市病院協会（以下「当協会」という）、が指定管理者として管理運営する横浜市救急医療センター（以下「センター」という）について患者さんサービスの向上と経営の健全性を図り、指定管理者としての当初目的を達成するために設置する。

(審議事項及び事業)

第2条 この委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し必要な事業を行う。

- (1) センターの予算、決算、重要な契約や人事などの事項について審議検討する。
- (2) センターに係わる救急医療の今後の方向やセンターの中期的なあり方等について審議検討する。
- (3) 医師の確保などセンター事業の重要課題について、会長を補佐し、会長の指示を受けて必要な事業を行う。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

(委員)

第3条 この委員会は、当協会の理事から選出された委員で組織する。

- (1) 委員数は7人以内とする。
- (2) 委員長1人、副委員長1人をおく。
- (3) センター長、副センター長、事務局長は特別委員として委員会に参加することができる。

(会議)

第4条 委員会は委員長が召集し、原則として2か月に1回以上開催しなければならない。

(協議及び報告)

第5条 この委員会の審議事項や事業で当協会の事業運営に係わるものについては、当協会と協議し報告するとともに、とくに重要な事項は、当協会理事会に諮らなければならない。

(本規程の暫定的な性格)

第6条 センター運営についての横浜市医師会、関係医会との協力関係の構築を図るものとし、協力関係が確立した場合には、本規程を改正し、これらの団体からの委員の参画が行われるものとする。

附 則

1. この規程は平成18年7月1日より施行する。
2. 平成18年6月30日をもって「横浜市救急医療センター指定管理者準備委員会」は廃止する。
3. センター事業が安定するまでの間、この委員会は従前の準備委員会委員の参画を求め、拡大委員会として開催することができる。
4. 会長は必要な細則を定めることができる。

「提案趣旨」

1. この規程は「提案書 P31」にある「救急医療センター経営管理委員会」ですが、日常日々の業務をこなすセンター（長）と病院協会の間にあつて、実務的に課題を整理し方向付けを行う役割としています。
2. 具体的には、「提案書」では、「救急医療センター全般の経営を指揮監督します」としていますが、今回は、「会長を補佐し、会長の指示を受けての事業」や「特に重要な事項は理事会に諮る」など、会長、理事会の下部にある実行機関的な役割としています。
4. なお、会長が委員になることは想定していません。しかし、運営が安定軌道に乗るまでの間（7、8、9月）は出席することにします。また、準備委員会の委員の出席を求め、拡大委員会として開催することにします。

(社) 横浜市病院協会「横浜市救急医療センター管理運営委員会」 規程

(目的)

第1条 この委員会及び本規程は、(社) 横浜市病院協会（以下「当協会」という）が指定管理者として管理運営する「横浜市救急医療センター（以下「センター」という）について患者さんサービスの向上と経営の健全性を図り、指定管理者としての当初目的を達成するために設置する。

(審議事項及び事業)

第2条 この委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し必要な事業を行う。

- (1) センターの予算・決算（会計経理の重要な事項）及び重要な契約・人事などの事項について審議検討する。
- (2) センターに係わる救急医療の今後の方向やセンターの中期的なあり方等について審議検討する。
- (3) センター事業の重要課題について、会長を補佐し、会長の指示を受けて必要な事業を行う。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業を行う。

(委員)

第3条 この委員会は、当協会の理事から選出された委員で構成する。

- (1) 委員数は9人以内とする。
- (2) 委員は本委員会における議決権を有する。
- (3) 委員長1人、副委員長2人（うち1人はセンター長）とする。
- (4) 特別に緊急かつ重要な議題があるときは、会長、副会長は参加する。
- (5) 協会事務局長、副センター長、センター事務長は庶務担当委員として委員会に参加する。
- (6) 委員会の運営を担当するための庶務担当として、センター職員が参加する。
- (7) その他必要と思われる理事等について、オブザーバーとして委員会に参加要請することができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、原則として2ヶ月に1回程度開催するものとする。

(協議及び報告)

第5条 この委員会の審議事項及び事業で当協会の事業運営に係わるものについては、当協会と協議し報告するとともに、とくに重要な事項は、当協会理事会に諮らなければならない。

附則

1. この規程は平成18年7月1日より施行する。
2. この規程は平成19年4月1日より施行する。
3. 会長は必要な細則を定めることができる。

(社) 横浜市病院協会「横浜市救急医療センター管理運営委員会」 規程

(目的)

第1条 この委員会及び本規程は、(社) 横浜市病院協会(以下「当協会」という)が指定管理者として管理運営する「横浜市救急医療センター(以下「センター」という)について患者さんサービスの向上と経営の健全性を図り、指定管理者としての当初目的を達成するために設置する。

(審議事項及び事業)

第2条 この委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し必要な事業を行う。

- (1) センターの予算・決算(会計経理の重要な事項)及び重要な契約・人事などの事項について審議検討する。
- (2) センターに係わる救急医療の今後の方向やセンターの中期的なあり方等について審議検討する。
- (3) センター事業の重要課題について、会長を補佐し、会長の指示を受けて必要な事業を行う。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業を行う。

(委員)

第3条 この委員会は、当協会の理事から選出された委員で構成する。

- (1) 委員数は9人以内とする。
- (2) 委員は本委員会における議決権を有する。
- (3) 委員長1人、副委員長2人(うち1人はセンター長)とする。
- (4) 特別に緊急かつ重要な議題があるときは、会長、副会長は参加する。
- (5) 協会事務局長、副センター長、センター事務長は庶務担当委員として委員会に参加する。
- (6) 委員会の運営を担当するための庶務担当として、センター職員が参加する。
- (7) その他必要と思われる理事等について、オブザーバーとして委員会に参加要請することができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、原則として2ヶ月に1回程度開催するものとする。

- 2 会議においては、第2条(審議事項および事業)(1)センターの予算・決算(会計経理に重要な事項)及び重要な契約・人事などの事項について審議検討する場合は、利害関係者は参加しないものとする。利害関係者については、委員長が定める。

(協議及び報告)

第5条 この委員会の審議事項及び事業で当協会の事業運営に係わるものについては、当協会と協議し報告するとともに、とくに重要な事項は、当協会理事会に諮らなければならない。

附則

1. この規程は平成18年7月1日より施行する。
2. この規程は平成19年4月1日より施行する。
3. この規程は平成20年1月1日より施行する。
4. 会長は必要な細則を定めることができる。

定 款

神奈川健康福祉経営協同組合

神奈川健康福祉経営協同組合定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もつて組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、神奈川健康福祉経営協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、神奈川県と区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を横浜市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、 に掲載してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の事業に要する医薬品、医療用消耗品及び診療機器等の共同購買
- (2) 組合員のためにする病院施設等の管理・運営に係る委託業務の斡旋
- (3) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ
- (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (5) 組合員の福利厚生に関する事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 病院又は一般診療所を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあつたときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になつたものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたつて本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠つた組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員



(脱退者の持分の払いもどし)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもつて充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があつたときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届出)

第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び名称（法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

~~(3) 資本の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき~~

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に

対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあつた組合員
- (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、100,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利8.0%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、1,000円未満のは数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 8人以上11人以内
- (2) 監事 2人又は3人

(役員任期)

第25条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会の終結時まで任期を延長することを妨げない。
 - (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間
- 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、

第1項に規定する任期とする。

- 4 任期の満了又は辞任によつて退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなつた場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については1人、監事についても1人を超えることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選任及び職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。


(役員の実忠義務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実選)

第30条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員の実選は、連記式無記名投票によつて行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選任が辞退したときは、次点者をもつて当選人とする。

- 
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によつて行うことができる。
 - 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
 - 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもつて当選としかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

(役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第32条 本組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第33条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

(職員)

第34条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第35条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手續)

第36条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

- 2 前項の書面をもつてする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)にあてればよい。
- 3 第1項の規定による書面をもつてする総会招集通知は、通常到達すべきであつたときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による書面をもつてする総会招集通知に

代えて、招集を電磁的方法により行うことができる。

- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）

（臨時総会の招集請求）

第37条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。

- 2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第38条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、2人以内とする。
- 3 組合員は、第1項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（総会の議事）

第39条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議長）

第40条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

（緊急議案）

第41条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあ

つた事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第42条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付け（手形の割引を含む。）の残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第43条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第45条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。

ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

2 本組合は、希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

3 前項の通知については、総会招集の通知に準じるものとする。

(理事会の議事)

第46条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第47条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあつた事項について、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第48条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第49条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第43条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第50条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第51条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第52条 本組合の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第 53 条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第 55 条及び第 56 条において同じ。)の 10 分の 1 以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第 54 条 本組合は、減資差益(第 14 条ただし書の規定によつて払いもどしをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第 55 条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(法定繰越金)

第 56 条 本組合は、第 7 条第 1 項第 4 号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第 57 条 毎事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額)に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、第 53 条の規定による法定利益準備金、第 55 条の規定による特別積立金及び前条の規定による法定繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

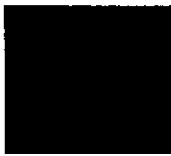
(配当の方法)

第 58 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)



第 59 条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがつてするものとする。

(職員退職給与の引当)

第 60 条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。